

# 第一次世界大戦末期の三池炭礦労働争議

——米騒動の波及と「万田騒擾」——

春日豊

はじめに

## 一 米騒動の波及―「万田騒擾」の社会的経済的背景―

- 1 地域の動揺と三井鉱山の対応
- 2 大牟田所在三井鉱山関連争議（一九一八年八月下旬～九月初頭）

三 争議の担い手・要求と経営側の対応

- 1 争議の担い手
  - 2 要求の内容
  - 3 経営側の対応
- ## 四 争議の要因と性格

## 二 「万田騒擾」の過程

- 1 騒擾の発生と推移
- 2 経営側の動向と対処

結び

## はじめに

本稿は、一九一八年（大正七）九月四日に生じた三井三池炭礦の万田騒擾を取扱対象とし、その過程・要因・性格と経営側の対応を分析することにより、その歴史的意味を明らかにすることにある。争議研究の歴史的意義を最も明確に主張したのは、二村一夫であった。それまでの労働問題研究では、労働争議を〈事件〉としてしか見ていないと批判し、その意義を強調した。争議には一般的な記録には表れない矛盾が「顕在化」する故に、争議過程の労働者の言辞や行動そのものに、日常の労働者の動態や労働者の意識・思想をさぐる手立てがあると述べ、その研究の重要性を指摘した。

さらに特定企業争議研究の意義について、近代日本においては企業が人々を結合する重要な場であり、労使関係という具体的な人間関係を追求するためには、企業レベルの検討が必要であること、また中西洋の主張を受容して生産技術の変化が労働組織の変化をもたらし、そのあり方は一様ではなく企業によって異なるため、特定企業レベルの分析が必要なることを主張した。個別企業分析では全体が描けない、との批判に対しては、森を外から眺めていた状況から、森に入りその森を代表する樹木を徹底的に分析することが、森全体をより正確に把握する方法だと反批判し、個別企業争議の徹底研究は日本近代社会という森を理解する一段階として必要であり、有効な方法である、と強く主張した。<sup>1)</sup> 本稿はこうした二村の方法を受容し、分析視角に用いている。

なお、本稿では経営側の重要な施策の一つとして、地域安定策にも着目し、その内容を具体的に追求した。とりわけ夫婦共稼ぎが多く、地域と職・住が近接・一体化していた三池炭礦では、地域の安定が鉱山・工場の安定に不可欠であったからである。

第一次世界大戦末期、二〇年代初頭には、重工業大経営の争議が頻発した。これら重工業経営の争議は注目され、優れた研究業績がある。しかし、争議が頻発した炭礦の本格的争議分析は、極めて少ない。その背景には、炭礦争議が何の計画性も無い自然発生的な偶発的な不満の爆発と見なされ、炭礦争議分析の意義が見つけにくかったためであろう。本稿が対象とした万田騒擾についても、言及されることはあっても、本格的に分析されることは少なかった。<sup>(2)</sup> 本稿では、その具体的実態と経営側の対応について分析し、その歴史的意義を明らかにする。

(1) 二村一夫『足尾暴動の史的分析』（東京大学出版会 一九八八年）「はじめに」参照。

(2) 万田騒擾について言及した著作には、新藤東洋男『米騒動と大正13年の三池争議』（福岡県歴史教育者協議会 第1期研究叢書第三卷 一九七〇年）、「二 万田事件」（『三井事業史 本篇第三卷上』第三章第4節 松元宏筆、三井文庫 一九八〇年）、佐口和郎「(2) 万田事件」（『日本における産業民主主義の前提―労使懇談会制度から産業報国会へ』第一章 東京大学出版会 一九九一年）、「第4章 三井三池の発展と労働争議」（『荒尾市史 通史編』第4編 二〇一二年）、「第3節第三項 万田坑騒擾事件」（稿本「三池鉱業所沿革史 第七卷 労務課一」三井鉱山株式会社編）がある。新藤著は米騒動との関係で僅かに言及しただけであり、『荒尾市史』は地域新聞を用いてかなり詳しく騒擾の過程を叙述しているが、著書の性格もあり騒擾の分析はない。『三井事業史』が、関係資料を用いた唯一の詳しい叙述であるが、掘下げた分析には至っていない。佐口は、基本的事実の多くを松元に依拠しつつ、この争議の性格について、争議発生の要因を稼働賃銀の下落と労働強化を前提としつつ、鉱夫の流動性の高まりと鉱夫の質の変質、主体性に求め、さらに後者から人格権承認要求を導き出している。これらの点に付いては、筆者も本稿の分析結果からこの見解に賛同する。しかし、三井傘下の炭礦で、なぜ三池だけこのような争議が起こったのかを理解するためには、他炭礦との比較の視点が必要だと考えている。最後の「沿革史」は、万田騒擾の概観を把握するのに有用である。

## 一 米騒動の波及―「万田騒擾」の社会的経済的背景―

### 1 地域の動揺と三井鉱山の対応

米騒動の波及は、九州の炭礦地域にも押し寄せた。県下各地の米騒動頻発に危機感を強めた福岡県鉱務署長は、一八八八年八月十七日同県下鉱山に対し、鉱夫の生活状態に留意し、争議の発生を未然に防止する方法を講ずるように指示した。同時に、発生した場合には直ちに電報で知らせ、のちに書面で発生日時・参加鉱夫数・不参加鉱夫数・参加者氏名・紛擾の原因と鉱夫の要求・紛擾の経緯など詳細に急報するように求めた。<sup>(1)</sup>

折しも同日十七日夜、筑豊所在の添田炭礦（峰地第二坑のこと、蔵内鉱業経営）で争議が発生し、軍隊が出動した。いったん治まった争議が翌日夕刻に再発し、事務所・機械工場が爆発され、十九日未明には鎮静したが、軍隊に抵抗して実弾が発射され、五、六名の死傷者を出す惨事となった。同日午後一時半、この「暴動」が他に影響を及ぼす恐れがある、との三井物産門司支店の電信を受けた三井鉱山本店常務取締役牧田環は、三池駐在の植木平之丞常務取締役に對し、筑豊所在の田川・山野・本洞の各炭礦に加え、三池炭礦も嚴重に警戒するように指示した。

争議のあった近隣の後藤寺町と伊田町では、この状況を深刻に捉えて米の値下げを実施し、値下げした商人に対し値下げ分を補填することとし、その補填分の寄付を募った。三井鉱山は、すぐにこれに対応し、社長名で一万円を寄付した（両町に各五〇〇〇円）。さらに、三井鉱山傘下炭礦所在の各地の状況が不穏であり、二〇日には本洞炭礦の要請を受け、関係町村へ救済資金として六〇〇〇円の寄付を決定した。

これに先立つ十八日、三池炭礦所在の大牟田市有志は貧困者救済のための米廉売に取組み、必要資金三万円の寄付を

募り、現地三池鉱業所では一万円の応募を決め（三井関係企業は、他に三井物産一五〇〇円・電気化学工業一〇〇〇円寄付）、二〇日には三井鉱山本社がこの一万円寄付を承諾した。これに続いて、三池郡長・玉名郡長・荒尾村長の要請を受け、二三日には三池炭礦近隣五町村等への一万円の寄付も決定した。以降、三井鉱山では九月上旬まで次々と寄付を実施していった。

すでに十五日には、米騒動への対処として、三井家では全国救済資金として一〇〇万円を内務省に寄付し、さらに三井鉱山社長三井元之助は三池駐在の植木に対して「地方公共団体等二対シ特ニ救済寄付ヲ要スル場合ニハ応分ノ加入差支ナキ」と述べ、適宜現地での対応を促した。この方針に沿い先の寄付は、自社炭礦所在地域の安定のために直接目に見える形で迅速に救済資金を関係町村に寄付した結果である。

救済資金の寄付と同時に議論・実施されたのが、自社炭礦の米の廉売問題であった。救済資金の多くが米の廉売と関係しており、炭礦の売勘場（物品販売所）では従来から米を鉱夫に安く販売していたが、米騒動の波及とりわけ「添田争議」以降、市町村の米価が急速に低廉になり売勘場より安くなったため、売勘場の米代を引き下げざるを得なかった。この問題では、現地―三池駐在常務―本店（牧田環）の間に認識と対応に違いがあった。十八日、筑豊所在の田川・山野両鉱業所長は三池駐在植木に対し、安価米を鉱夫同様に「使用人」（正規職員）全員が購入できるように要請し、田川鉱業所では十八日から鉱夫・使用人を区別せず、白米一升二五銭で販売した。山野鉱業所でも十九日から鉱夫には二五銭、使用人全員に三〇銭で販売した。田川鉱業所長は二〇日に本店常務取締役に対して、伊田町・後藤寺町が白米一升三八・三九銭から二八銭に値下げしたのに対応して、売勘場の白米一升三二銭を二五銭に値下げするのを認めるよう要請した。本店も値下げは認めたものの、問題は値下げした米の購入をどの層まで認めるのか、その範囲にあった。現場に近いほど対象を使用人全員にまで拡大することを望んだのに対し、本店ではこの問題が一事業所の問題ではないと

し、対象を鉱夫と炭礦の困窮者（最下級者）に限定することを意図した。

争議の影響が大きい田川、山野両鉱業所では鉱夫同様使用人全員にも廉売するように強く三池駐在植木に要請し（植木は九州全体を統括する九州常勤の常務取締役<sup>3</sup>）、既述のようにすでに実施に移していた。三池駐在植木常務は本店の指示に従い、山野・田川両鉱業所長に対し使用人全員への適用を不適切とした。その方針に対し、山野では、次々に入手した町村・他炭礦の廉売の情報を踏まえ、それに加え使用人に区分を設けることは「其威厳二関シ却テ面白カラザル觀念ヲ抱カシム」として、適當の時期に従来のやり方に復帰するので、当面現在の方針を承認して欲しい、と強く要請した。こうした状況を踏まえ、二〇日に植木は、同日付で三池では鉱夫同様月収五〇円以下の「役員」（使用人）に限り一升二等白米三〇銭・三等白米二二銭で売り渡すことにした、と本店常務取締役に報告した。その際、「下級役員ニテ常ニ職工鉱夫ニ近接スルモノハ此際些モ不安ノ念アリテハ事態容易ナラズト認ムルニ付キ之ニ対シテモ亦相当ノ慰撫ヲナスノ必要ヲ認メ」下級役員の廉売を実施したと、その理由を説明した。また筑豊三山とも、その内容に準じて実施するように協議中である、と付け加えた。

三池の措置に対し、本店牧田は「使用人ニ米ヲ廉売スル事ハ先般來戰時割増金セラレタル次第ニモ有、三井物産会社、三井銀行等ニモ関係少ナカラズ且当会社ハ他会社ニ比シ特別手当モ下級者ニ及ニ付、斯様ナ事ハ実行前ニ一応当方ニ相談アリタシ」と使用人への廉売を否定し、さらに「貴方今回ノ発表ノ使用人ニ廉売ノ事ハ出来ルナラ取消申込有リタシ」とまで述べる敵しい意見であった。牧田には三井鉱山だけでなく、三井関係事業全体とのバランスを視野に入れる必要があり、しかも鉱山関係職員は下級者にもそれなりの手当をしてきている、との認識があった。本店では廉売は鉱夫と「雇員以下」に限るとした。これに対し、二三日、三池の植木は使用人にも日給者や低額の月給者が居り、「雇員以下」に限定すると支障があると述べ、筑豊では使用人が町村の廉価米を購入している場合もあり、筑豊三山では最廉

価で使用人一般にも米を販売しているが、三池では高級者にはその必要がないため、既述の措置を採ったと述べ、緊急措置として承認するように強く要請した。この結果、本店でも臨機の処置として既に発表したのであれば、使用人への販売止むなし、と認めたらうで「人心動揺鎮定」の後には廃止するように厳命した。

本店でも下級職員への販売を認めたが、三池と筑豊三山では既述のように扱いが異なっていた。このため、筑豊とのやりとりの後、植木は本店の意向を踏まえ、最終的には月給五〇円以上職員には購入原価、それ以下の場合には原則として一升三〇銭、鉱夫には一升二五銭で売るように指示し、この問題を決着させた。

## 2 大牟田所在三井鉱山関連争議（一九一八年八月下旬～九月初頭）

米騒動に伴う争議は、三井鉱山にとって決して他人事ではなかった。八月二三日には三池精錬所レトルト工場で出役中の職工七六人（在籍九八人）が食堂に集合して賃上げを要求した。現場に急行した主事の説諭によりその場は鎮静したものの、翌日には六〇名が三笠神社に集合し、賃銀値上げと現場職員排除を要求した。その後、膠着状態が続き、二九日まで出役者は極めて少数であった。経営側も二五日まで放置し、二六日、二七日の賃銀支払日を利用して、戸別訪問などで働きかけを強めるとともに、二九日までに出不役しないものは解雇すると発表した。これに対し、職工側は相談のうえ全員辞表を提出せんとする事態に立ち至り、西村三池製錬所々々長単独で職工側の集會に駆けつけ、説得のうえ鎮静させた。<sup>1)</sup>

この争議は三井鉱山だけでなく、三井首脳陣に大きな衝撃を与えた。八月三〇日、本店庶務主任（長沢一夫）は西村三池製錬所々々長宛に、この争議を少数人数として軽々しく看過すべきではなく、今後の大争議へ発展する萌芽と見る事ができ、「團理事長始メ各重役ノ心痛一方ナラザル次第第二有之」と述べ、参考として調査事項を列挙し、争議発生の要因

を徹底的に調査報告するように致命した。同時に「従来一時的二発生セル同盟罷工ト同視スベカラザルハ勿論」であるにもかかわらず、発生後数日経つにもかかわらず、本店に一報も報告しないのはどのような積もりか、と難詰した。<sup>(5)</sup>

本店の督促に応じたのが、九月二日の西村報告であった。争議の経過を報告するとともに、本店指示の調査事項五点にも以下のように回答した。①職工の性質について、多くが付近の農民か其の子弟であり、不良ではなく楯の執りようで善導できる、②主謀者は居らず、「以心伝心的」に、騒げば賃上げができるの思いと現場員への不満が騒ぎの要因である、③徹底した主張はなく、賃上げか現場員の更迭を要求、④鎮静したのは、賃上げは他との振合いもあり簡単にはいかない点を充分説明し、あとは開設以来苦業を共にした西村に一任せよと説諭した結果である、⑤鎮静後の状況について、九月一日の増給を匂わせたため、他職工の動揺を抑える事ができた、以上の五点である。同時に新聞記事により争議を知った首脳部に対し、新聞記事は煽動的に扱っており、針小棒大で人心を惑わすと批判して、そのまま受取らないよう弁明している。

首脳陣が衝撃を受けたのは、集会して要求を提出し、しかも一週間近く結束が保たれており、決して衝動的な行為ではないこと、それに企業と一体化していると思われる純朴な農民出身の職工が、ストライキを執行した点にあったと思われる。この点、現地の経営担当者と團理事長など世界の労働運動にも通じていた財閥本部首脳との認識に差があった。

八月二十七日には、三池炭礦宮浦坑で夜八時に、乙方棹取夫約六〇名が昇坑後に一人三〇銭の賃上げを要求し、「嘆願書」を郵便で提出した。翌二八日午前八時には甲方棹取夫約七〇名が昇坑後に集合し、同じく三〇銭の賃上げを要求し、「増給御願」と書いた嘆願書を郵便で提出した。いずれも物価が急上昇し、生活が困難になっていることを賃上げの理由としていた。これに対し、二九日に工手長が棹取夫の重立ちたる者を呼び寄せ、従来の坑内の状況を説明し、従来の

状況では歩増賞与を得る事は困難だが、最近の切羽と運搬の改善状況により、容易に歩増賞与が得られるようになった点を強調し、役員も種々出炭増加に努めることを口約して、納得させている。

九月一日には勝立坑と電気化学工場で争議が発生した。勝立坑に関しては、八月二八日に同坑郵便局前に「噫 諸氏二告グ」と書いた張り紙が貼られているのを巡査が発見した。要求事項はなく、現在の生活の困難さと高級社員を対比させ、会社・主任への不満・糾弾が殴り書きされていた。一日の勝立坑争議には、こうした不満も背景にあった。

勝立争議の直接的な契機は切羽等級の変更にあった。一日には約一割の昇給が発表されると同時に、採運炭夫の切羽等級の変更が実施された。等級改定により等級を下げる個所があり、昇給とは裏腹にほとんど増賃にはならない場合も想定された。それを不当と唱え、増賃するなら二交代の勝立坑は三交代の坑より割高にすべきだとして、夜役の出役採炭夫約二〇〇人が入坑を拒否し、同坑納屋に集合して以下の要求をした。先山を日当一円五〇銭、後山を一円二〇銭とすること、現場員の圧制を改めること、切羽等級を改めること、「科程」（労働時間と作業）の持ち方を鉱夫に一任すること、以上である。これに対し係員は二交代の採炭能率が三交代より良好とは言えないと説得し、鉱夫側も納得したが、要求すべての拒否も行き掛り上困難であり、賃上げも全礦に影響し困難との判断から、二交代を三交代に変更することを口約し、三日から実行し、その措置によって労働負担が減少し、かつ減収しないことによって平常に復している。<sup>6)</sup> なお、この争議に関しては、直接鉱夫側と向き合った下川一郎の談話が残っており、上記の記述と若干異なっている。この点について、触れておこう。

下川によれば、下川は等級をそのままにして一〇銭の賃上げを主張したが（等級を変えると賃金が下がる者も出るため）なお、等級は半月毎に変更、採鉱係がその担当）認められず、等級変更を発表したため、昇給をペテンとして争議が発生した、と。争議発生後、下川提案を鉱夫側に示したが、「蛇組」といわれる乱暴組が入坑を阻止した。その後、鉱

夫側委員二〇人と石田主任、岩垣主任、内海鉦夫係、大牟田警察署長等との交渉が持たれた。その際、鉦夫側代表が次の発言をした。「下級職員ハ非常ニ依怙ノ沙汰ガアリマス、主任以上ノ人ノ言フ事ハ良ク判リマスガ、アナタ方ノ言フ事ハチットモ下級幹部職員ノ実行ノ上ニハ現ハレテ居リマセン、従ッテアナタ方ノ心ハヨク判リマスガ其ノ心持ハ私達ニハチットモ伝ハリマセン、下級職員ハ我々ヲ罪人ノ様ニ取扱ヒ全然人格ヲ認メマセン、其ノ他ニモ色々ト要求ガアリマスガ、先ズ我々ノ人格ヲ認メテ戴キタイノデス、今度ノ昇給問題ニシテモ十銭昇給トハ名義許リデ中ニハ等級ヲ下ゲラレテ従来ヨリモ収入ガ減ッタヨウナ者モ相当居マス、之ニ対シテドウ解決シテ呉マスカ」と。ここには実質的な賃金の増給と同時に、人格権の認知という新たな権利が強く主張されていた。また、石田主任に対して「石田サン過去ニ於テ我々ハ何度モ騙サレマシタカラ、懲リ懲リシトリマス、アナタガソナニ言ハレテモ若シ下級職員ガ今迄通りダッタラアナタハドンナ責任ヲ採リマスカ」と、これまでの経験から実効性のある措置を主張した。

この日の交渉はいったん打ち切りとなり、翌日朝九時から再開され、鉦夫側の要求である三点、労働時間の短縮、賃金値上げ、労働者待遇の改善に就いて、経営側の代表中島麟太郎は、明朝より三交替八時間制とする、等級を従来通りとし一〇銭賃上げする、「人格」を認めて従来ノ弊を改める、と回答した。これにより交渉は三〇分で終わった。しかし、これで不満が治まった訳ではなかった。万田騷擾が発生した後に、再び不満や要求が寄せられる。この点に付いては、次節で触れよう。一日の昇給発表は、柿木園長屋居住者の建築人夫も不満を高め、賃上げを要求して出役せず、建築役員兼鉦夫係員等の説得により、就労に復している。

電気化学工場では、一日午後六時三〇分頃カーバイド製造職工約三〇人が横須竜宮社に集まり、三々四割の増給を協議し、翌二日には同職工五〇名が休業した。その内の二〇名が三川諏訪神社に集合して増賃を協議し、同日午後工場長宛に賃金四割増を中心とする「請願書」を提出した。これに対し六日より臨時手当を支給することを発表し、事態を

沈静化させた。<sup>(9)</sup>

各地の騒擾の影響を受けて、以上のように大牟田所在三井鉾山関連炭礦・工場で争議が頻発し、三池炭礦売却場本部の焼打ちなどの事実無根の風説が飛交い、三池炭礦周辺は不穏な空気に包まれていた。このため三池鉾業所では未然防止の方策を採り、万一に備えて迅速に軍隊の派遣が出来るようにするため、三〇日には属主事が福岡県知事・同警察部長・久留米師団長を訪ね、応急の対応を打ち合せた。また、九月一日には久留米連隊司令部の山本大尉が来山し、万一に備え軍隊到着までの警備に当たる三池炭礦在郷軍人会の役割の取決を協議した。在郷軍人会の動向については、後に詳述する。帝国在郷軍人会では、各地の暴動に危機感を強め、八月二一日付で三池炭礦にも状況を問い合わせたが、目下のところ「特別に不穏の状況認めず静穏」(二九日付)と、回答していた。<sup>(10)</sup>しかし、その認識がすぐに覆る状況が起こった。万田騒擾の発生である。

- (1) 「第四報」別紙・福鉾七年癸第四四三三三号(『大正七年九月 万田騒擾一件書類(其ノ一)』所収 三井文庫所蔵 三池鉾業所資料 総務579)。なお、『万田騒擾一件書類』については、以降『万田(其ノ一)』『万田(其ノ二)』と略す。  
『万田(其ノ二)』は、総務580である。
- (2) 「大正七年 米騒動」(三池鉾業所資料 総務581)。以下、米の廉売に関する資料は、引用を含めて同資料による。
- (3) なお、この時期の三井鉾山の組織体制については、拙稿「一九一〇年代における三井鉾山の展開」(『三井文庫論叢』12号)八九、九一、九五頁参照。
- (4) 「職工同盟罷工ノ件」大正七年九月二日本店庶務主任宛三池精錬所長報告(『万田(其ノ二)』所収)。
- (5) 「職工同盟罷工ノ件」大正七年八月三〇日西村三池精錬所長宛本店庶務主任発電(同右)。
- (6) 「第三報」(『万田(其ノ一)』所収)。

(7) 以上、「下川一郎氏談話」(『談話聴取録(三池)其三』所収 三井鉱山五十年史稿本資料519 三井文庫所蔵)。なお、昇給発表後の九月六日付で、藤岡三池鉱業所長宛に石田松寿(勝立坑、職種不明)から葉書で次ぎのような不満が寄せられている。「此度ノ昇給ニハ不公平ナル虞アリ老若甲乙丙ノ区別ナク十錢キンイツニシテ全部アゲテクダサイ一日七十錢

以上デナクテハ一家四人居ルウチハドンナソロバンモッテモクエマセン。何卒御聞キクダサイ。モシ御聞入ナキトキハ、タイヘンナ。ソウドウガオコリマス」(『第三報』別紙「第三号 鉱夫騒擾二関スル報告補遺」『万田(其ノ一)』所収)。

(8) 「第二報」(『万田(其ノ一)』所収)。

(10) 前掲「別紙 第三号 鉱夫騒擾二関スル報告補遺」および帝国在郷軍人会本部常務理事玉井清水宛三池鉱業所長藤岡浄吉報告(『万田(其ノ二)』所収)。なお、後者の文書には全体に×印が記されている。それに代わる文書がないため、おそらく万田騒擾が生じたため、後に×印を付したものと思われる。

## 二 「万田騒擾」の過程

### 1 騒擾の発生と推移

**騒擾の発生** 九月四日夜八時半頃、万田坑三番方採炭夫入坑の際、先発の一団五〇〜六〇名が事務所内坑口の計算係詰所で、順次前日の採炭量目の結果を聞き合わせていたところ、先頭より二、三人目の者が「量目歩引ノ酷ニ失スル」と言い立て、これを発端に争議が発生した。後方から石塊を窓ガラスに投げつけるや、「衆団」が一挙に叫びをあげ、事務所の硝子等の破壊を始めた(なお、現場係員の証言では、午後七時四〇分頃採炭夫入坑時の集合、五〇分頃争論、八時一〇分頃より騒擾開始)。その物音を聞いた三番方の坑夫(採炭夫)は、事務所に駆け上り破壊を応援した。この後、坑夫は選炭場、繰込場、安全燈室等の窓ガラスなどを破壊した。その際、各所を順次襲うのではなく、一時に二、三カ所を

襲い、この時には総勢八〇〇人に達していた。次に「衆団」は売勘場出張所、医局出張所、鉱夫事務所等を襲い、その後社宅方面に向い高級社宅を襲った。

この事態に直面して、鉱業所は直ちに大牟田警察署、長州警察分署に連絡し、また同時に直接福岡県知事を介して久留米師団に出動を要請した。大牟田署では巡查数十名を非常召集して直ちに三池炭礦に差回し、自動車で急行した。長州警察分署巡查も来着し、急派した三池炭礦在郷軍人会第三分会（宮浦坑、大浦坑）も駆けつけ、構内と長屋付近とくに表門と裏門を警戒した。しかし、衆寡敵せず、放置せざるを得なかった。二番方昇坑前の午後九時頃には、坑夫は汽罐場を襲撃したが、蒸気が止まれば昇坑出来なくなるとの声に直ぐ襲撃を中止し、扇風機室に向かった。押し掛けた坑夫に対し、同室の運転手が運転の停止が目的ならばスイッチを切ればよい、として運転を停止させたのを見て、争議坑夫は選炭場下付近の停車場に向かった。扇風機運転停止の事態に対し、万田坑係員は在郷軍人会団員の一部と決死隊を組織して奪回に向かった。争議坑夫が退去した後なので、衝突すること無く運転を直ちに再開させた。

午後一〇時近くには、二番方（在坑者）が昇坑して争議集団と合流し、売勘場を襲い、酒・焼酎を飲んで「狂乱」し、数カ所に放火した。これはすぐに消火されたが、そのあと捲上汽罐場を襲い占拠した。同室の火夫は、その場から逃亡した。その後、先に万田坑停車場（選炭場下付近）に向った坑夫集団は、同停車場を襲った。同所の運転手達は、坑夫集団の来襲の報に接し宮原坑停車場に引揚げた。万田坑停車場を襲った坑夫集団は、鉄道宮原坑に向かうとの情報があり、警戒を強めた。

急派を依頼した久留米師団の自動車先発兵三〇名が翌日午前一時半頃到着し、直ちに万田坑へ急行した。実弾発射の威嚇のもとに、まず汽罐場を奪回し、騒擾坑夫の一団を裏門柵外に押し出し、火夫を帰還させ、蒸気機関の運転を開始させた。その後、汽車による後続の久留米連隊二個中隊も午前二時一〇分に到着し、主力が万田坑に投入され、全体が

鎮静化した。<sup>(1)</sup>

先発軍隊到着の頃、採炭夫で在郷軍人会員の五人が、採炭夫等の要求を荒木主任（荒木は暴動の報に接し、直ちに事務所に駆けつけ、そのまま出られずにいた）に伝え、これが認められれば暴行は直ちに止むべし、と述べた、と言う。その要求については次節で見よう。要求は拒否されたが、要求した採炭夫は、そのまま退去した、という。

騒動直後に熊本県知事にも巡査の派遣を要請しており、午前三時二〇分に一〇〇余名が万田駅着の列車で到着し、すでに騒動は鎮静化していたが、竹原熊本警視は大牟田警察署三〇名・長州分署一七名も含む全巡査を指揮し、長屋付近と万田坑内外の警備にあつた。<sup>(2)</sup> 午前三時には熊本地裁検事正、その後、同地地方裁判所判事数名も到着し、直ちに長屋全部の臨検、嫌疑者の取調べを実施し、五日夕刻には七八名を検挙し、長州分署に搬送し、他の者は翌日に回し、いったん引揚げた。暴動による被害額は三〇〇〇円程度で極めて軽微と報告され、重傷者はおらず、松尾工手長・鋳夫書記・小頭・小頭補助が負傷し、在郷軍人会員一四名が軽症を負い、香坂熊本警察部長が前歯二本を折り、軍隊の一兵士が打撲を負い、坑夫側の負傷に付いては「相当アル見込」とするも不明とし、「在郷軍人会ノ功大ナリシ」と報告された（後日、損害・負傷者の詳細を報告）。

**騒擾鎮圧後の推移** 五日夕刻は未だ流言蜚語が頻発し、「人心兢々」の状態にあり、各所の充分な警戒が必要な形勢のため、軍隊が一個中隊増員され、染料工場・製作所・電気化学工場・宮原坑・勝立坑・三池港等に分派駐留した。万田坑では夜に放火があったが、直ちに消火され、他の個所は沈静を保った。この日、新たに二五名が検挙された（以上の記述は「万田騒擾二関スル件（第一報）」による。以下、「第二報」）。以降、十一日に至るまで検挙者が続いた。

六日には平井村諏訪川岸の二、三方所に鋳夫が集合する状況にあり、様々な風評が流され、夜には流言が拡大するが、ほとんど虚報であり、新聞報道がそれを書き立てて人心を不安にしている、と「第二報」の報告者は遺憾の意を示してい

る。ただ、万田坑は平穩の様相を示しているものの、坑夫は誰も入坑しなかった。また勝立坑では、小騒擾があったと記され、その内容は判明しないが、恐らく九月上旬（日付無し）に同坑の坑内「日雇連中」より石田主任宛に嘆願書が出されており、小騒擾はそれと関連があったと思われる。その内容は、物価騰貴のなか売働場の安売りが日雇にとつて有利であり、稼働賃金の八割を付けて購入でき、その「御情ヶハ有難ク感服候処 ソーシタナラバ今、日雇ノ身ノ上ハ飲食ニハ不自由ハ無之候へ共、借家賃、電気料、租税、世間ノ交際費ハ如何ナル所ヨリ出テ来ルヤ」と述べ、それらを理由に三割宛の昇給を要求した。宮原坑にもその状況が伝わり不穩な状態であった。<sup>(3)</sup>

七日になると、経営側は安全な万田坑坑夫の入坑を推進し、午後二時から二番方を召集したが、入坑予定者一六八名中來集者六〇名で入坑者四八名（のち、福岡鉱山監督署への提出では一八名）にすぎなかった。この事態を経営側は「之レハ全ク他ノ脅迫ヲ怖レタル結果ニシテ彼等ノ間ニ内心一日モ速ニ仕事ニ就カンコト希フモノ尠シトセズ」とみていた。<sup>(4)</sup>この日、万田坑坑夫は賃上げを中心とする要求（次章後述）の仲介を香坂警察部長に要請するが、警察部長はその任を拒否しつつ、預かり置くと回答した。

宮原坑では、七日朝に採炭夫五、六〇名が駛馬天満宮に集合しているのを経営側が知り、大牟田警察署と打合せ、説諭により解散させたが、二番方の者は全員入坑せず、五項目を要求した（次章後述）。この状況から、三池監獄では万一の危険を考慮し、囚人の夜役を休止した。また、柿本園長屋居住の建築人夫も本月一日に訴えた昇給を再度要求し、出役しなかった。

八日には万田坑一番方の出役が注目された。騒擾を惹起した集団だったからである。三〇人のみが入坑し、その過半が古参坑夫であった。二番方は一二九人、三番方は一三〇人が入坑した。多くの坑夫が入坑したのを見て、鉱夫係と警察署では同坑鉱夫の共済組合委員を呼出し、説得のうえ無条件出役に同意させた。宮原坑では採炭夫が七日に引続き欠

第1表 各坑出炭高・出役率推移

(単位：トン)

	大浦坑	七浦坑	宮浦坑	宮原坑	勝立坑	万田坑	計	出役率 (%)			
								宮浦	勝立	万田	全体
9月1日	146	431	833	355	508	2,051	4,326	43	39	45	40
2	268	914	923	366	351	1,921	4,746	44	33	53	44
3	295	967	946	391	164	2,166	4,931	56	24	57	53
4	302	977	1,150	368	446	未詳	…	55	64	38	50
5	366	698	624	392	509	—	2,493	34	63	—	25
6	277	831	979	116	553	—	3,056	52	67	—	31
7	310	349	846	154	476	—	2,158	57	70	3	31
8	164	239	1,076	165	504	611	2,739	54	71	14	35
9	281	872	1,054	355	511	1,319	4,392	60	71	35	44

出典) 「鉱業騒擾ニ関スル件 (第二報)」、「各坑各方出役歩合表」(「第三報」別紙第3号)、『万田騒擾書類(其ノ一)』所収)より作成。

- 注) 1. 8月平均出役率：大浦坑58%、宮浦坑55%、宮原坑61%、勝立坑55%、万田坑56%、全体56%。  
2. 一は事実なし、…は不明。

役したため、この日の朝、経営側では関係の主任と職員が坑夫役員と会い、前日の要求へ回答し、その説明をした。要求の中心であった賃上げに付いては「断然拒否」したため、出役拒否を続行した。夜になるに及んで、大牟田警察署巡査と職員が、密議する坑夫の集合を説諭によって解散させたが、三番方(最終勤務)の入坑は半分以下の六四名に減少した。囚人労働は平常に復した。万田騒擾以来警戒していた宮浦坑、勝立坑のうち、前者では賃上げの内談があったが要求せずと決議され、後者は平静を保ったため、同坑に配置されていた全兵士が午後には本部へ引揚げ、下土卒は市内旅館に戻った。また、前日に昇給を訴え出役を拒否していた建築人夫は、平常に復した。

九日(争議発生六日目)になると、万田坑一番方出役一八〇人・二番方三三〇人、宮浦坑出役一番方・二番方ともに二七八人、宮原坑各一三八人・一〇八人、勝立坑一三〇人・一四一人となり、宮浦、勝立は出役歩合が平常を上回り、宮原もほとんど平常に復し、各坑ともに出炭額を騒擾前の水準に回復した(第1表参照)。万田坑も一日遅れで回復した。ただ大浦坑では入坑後坑内で会合が持たれ、三項目の要求をしようとしていた。採炭賃の賃上げ、切羽(採炭現場)の「科程」を減ずること(労働時間短縮)、切羽の悪石除去を充分すること、この三点である。こ

の動きに対し、希望があれば直接または長屋世話方に申し出て集会は解散するように、との同坑担当者と鉱夫係の説得により集会を解散している。<sup>(5)</sup> この日、もはや憂えることなしとして、一個中隊を残して午後には二個中隊が久留米に引揚げた（以下の記述は「第三報」による）。

十日になると、ほとんど平常に復したが、日役が日役連中として要求書を勝立坑石田主任宛に持参した。その要求は、六月以来二度の昇給に感謝の言葉を前置きにして、物価騰貴による生活の難儀を訴え、「日役全部先山三十銭、後山二十銭宛昇給」を請求した。<sup>(6)</sup> また、同日午後八時頃、大浦坑主任宅に放火があり、すぐ消し止められたが、一部で不満が残りくずぶっている状況を示していた。

翌十一日には、前日再訪した香坂県警察部長の立ち会いのもとに、七日の万田坑の賃上げ等の要求に上村工手長が回答し、なるべく便宜を取り計らう旨約束すると同時に、賃上げだけは「絶対二拒否」する旨を話した。鉱夫側の反抗はなかった。この状況をみて、万田坑、宮原坑の軍隊はすべて本部（炭坑倶楽部）に引揚げた。翌十二日の各坑の出役歩合は良好で平常に復し、宮原・宮浦・勝立では平常を上回る状況となり、午後一時には軍隊全部が久留米に帰営し、午後三時には騒擾当初より出張して全体を指揮監督していた熊本警察署長竹原警視も随行巡査の一部を率いて熊本に引揚げた。

以降十五日に、宮浦坑で不可抗力による採掘量目不足の件で、採炭夫の一部と係員との争いが生じ、出役が二時間ほど遅れたこと、十九日の同坑榨取夫の総代一二名が四項目を要求（要求内容は後述）したのを最後に、万田騒擾の余波も消えて、「一般気分ノ既ニ清掃回復セラレタルモノト認ムル」状況に落ち着いた。<sup>(7)</sup>

事態が収束に向かうのを見届けて、すでに十三日には地元地紙八紙に謝礼の広告を掲載し、東京から来た山田取締役、三池駐在植木常務、藤岡三池鉱業所長、三池属主事四人が福岡県庁・福岡警察署・久留米師団にお礼の挨拶訪問し、

翌十四日には同じメンバーで謝礼の挨拶に熊本県庁を訪ね、十七日までそれら幹部が騒擾に関係した機関・地域への挨拶に回った。騒擾開始以来の「日誌」も十七日を最後に記載がなくなり、また頻繁に実施していた本店との電報での通信も、二〇日には三池鉱業所長が打切りを打電し、翌二一日が最後となり、万田、長州に駐在していた検事、警察官もすべて引揚げ、ここに「万田騒擾」は最終的に終息した。<sup>(8)</sup>

**新聞報道** この万田騒擾について、一般の人々が知ったのは、ロコミや噂を除けば新聞であった。そこで新聞がどのように報じたか、ごく簡単に見ておこう。この騒擾は多くの地方紙に掲載され、東京朝日新聞、大阪朝日新聞にも掲載された。ここでは九州地方の有力紙二紙「福岡日々新聞」と「九州日報」をとりあげよう。

「福岡日々新聞」は、九月五日「万田炭礦の暴動 遂に事務所社宅を襲撃す」と見出しを付け、九月一日の増給発表後、不平を抱いた坑夫等は発表日当日「辞令を受けて帰途之を引裂きて捨てたる者多く其後より密議を凝らしつつありたるが、4日午後7時頃…」と発生を伝えた。翌六日には「万田坑暴動 坑夫1千余名暴行を極む 売勘場に放火し破壊す」冷酒を呷り日用品を略奪す選炭機械を破壊す警部巡查其他多数負傷久留米師団より1個大隊出動」との見出しのもとに、中見出しに「警察官と大衝突 軍人分会も応援 運炭場荒れ廻る」「軍隊出動 熊本県警官隊急行 暴動関係者検査開始」「各方面の鎮撫隊 大牟田市の大混乱 漸く鎮静に帰す」と衝突や軍隊出動、鎮撫隊の活字を大きくして報道した。同時に「○暴動の訓示 青年会軍人会对し」（谷口福岡県知事）を報じ、青年会員、在郷軍人会員が暴動に参加しているとして、五日に各郡各市町村長に対して、青年団の健全なる発達を期するための訓示六か条を伝えた。

その後も三池炭礦の動揺状況を報じた。九日には「同盟休業を教唆す 三池建築課騒擾 煽動者解雇で鎮静」、「万田坑尚不穩 長州警察署の検挙に不平を唱へ採炭夫全部同盟罷業継続」、「宮原坑も盟休して賃金値上の要求 三池監獄側は囚徒入坑見合す」との見出しで、かなり詳しく状況を報じた。十一日にも「坑夫側協議を続く 大暴動後の三池炭山

各商店商工会に提議せんとす」と、騒擾後の三池炭礦をめぐる状況も報じた。

「九州日報」は、一日遅れの六日に「万田の暴動 乱暴狼藉無警察 忌むべき坑夫の暴動は大牟田の三池鉱業所……」と書出し、そのあとに「滅茶滅茶に破壊し売勘場の酒樽の蓋を打ち抜き勝手に飲食」と続けた。中見出しには「襲撃されし社宅」、「万田の暴動（続）死傷者あり」では大工職某撲殺されるとの説あり、暴民一体中学生を殴る、などと報じた。

「福岡日々新聞」と「九州日報」とともに、騒擾を「暴徒」の仕業として報道し誤報も夫々あるが、報道の仕方や鉱夫の扱い方に違いがあった。「九州日報」が六日のみ報道し、その反社会性を強調したのに対し、「福岡日々新聞」は衝撃性を強調する当初の報道だけでなく、十一日まで鉱夫の動向をかなり詳しく報道している。その中で、鉱夫の主張・要求も報道し、騒擾の要因に迫ろうとする姿勢が見られる。それぞれの報道には、その新聞の立場・報道姿勢が反映されていたと言えよう。

## 2 経営側の動向と対処

**本店と現地** 「万田騒擾」の発生以降、本社と現地三池とで頻りに電報の遣り取りを実施した。残された資料では、その発信・受信のほとんどが、本社の常務取締役牧田環と三池鉱業所長藤岡浄吉との交信であった。同時に本社から次々に担当幹部が派遣され、複数の連絡ルートを設け、現地との意思疎通を図りながら、本社から必要な指示が出された。騒擾発生前の四日には、本社は三池に打電し、筑豊など暴動のあった炭鉱地域からの移動鉱夫の雇入れ見合せを指示したばかりであった。五日午前二時、藤岡三池鉱業所長は本社取締役（以下牧田と表記）宛に騒擾の発生と現状を打電した（以下の記述・引用は、「事件二関スル往復電信」『万田（其ノ二）』所収による）。しかし、本店関係者が騒擾の

発生を知ったのは、四日夜の三井物産門司支店・三池支店から同本店宛電信と翌朝の藤岡所長からの電信それに五日付東京朝日新聞であった。三井鉱山常務取締役岩田兼三郎は植木宛に、それを伝えて事態を速報するように要請し、すぐに本店から長沢一夫を派遣する旨、五日付で書簡を送付した。

牧田は、五日午後四時四〇分に三池駐在常務植木宛に、九月五日付「東京朝日新聞」の記事を見たことを告げ、詳細を至急電信で通知するよう打電した。同日午後七時には藤岡から牧田に、事態が鎮静していること、軍隊の増派があったこと、詳細は午後五時半直行で帰京する黒田恒馬に聞くように打電した。これを受けて、牧田は午後七時四五分に植木・藤岡宛に打電し、「万田ノ騷擾遺憾ニ堪ヘズ、善後策ニ付周到ナル措置ヲ望ム」と述べ、続けて「今回ノ事ニ限ラズ事務所ヨリノ報告書ハ常ニ新聞記事若シクハ他ノ電信等ニ後レル恨ミアリ、総テ臨機直様報告セヨ」と叱責した。それに続けて、騷擾に参加した八〇〇人の各個人を調べ、首唱者を詳細に調査し適当な処置をなし、今後も充分警戒するよう促すとともに、状況の詳細は調査要領とともに郵便で報告し、出炭回復状況の見込を電信するよう指示した。また今回の騒動は「何等深キ理由ナクシテ全ク賄ノ如キモノナレバ利害ヲ論シ人心鎮静ニ努ムベシ」と指示した。翌六日も牧田は再度同様の趣旨の書簡を所長宛に送付した（本書簡と岩田の書簡は、『万田（其ノ二）』所収）。

六日には、午前一時に藤岡は牧田宛に、万田坑の諸種の風評や他坑の不穏状況など、それに軍隊・巡査の増強・配置状況を詳しく打電した。七日には頻繁な通信があり、三池から本店宛九回、本店から三池宛三回打電している。三池からの発電では、各坑の入坑状況と新たな鉱夫の要求を知らせている。他方、本店の牧田からは植木宛に、三池から帰着した黒田から状況を聞いたと伝え、首唱者・手先の検挙状況ないし調査を問い、未だ不明であればその徹底的な調査を指示し、諸調査の具体的な措置も次ぎのように例示した。首唱者が社内か社外か、社外であれば町方・村方・旅館等内外を調べ、検挙者については平素の行動等を詳細に報告するように指示し、今回の騷擾が主として「採炭夫ノ暴動」

故に坑外係員・小頭あるいは信用すべき鉦夫を「間諜」として「主動者ノ発見ニ特ニ留意アリタシ」と、首唱者の特定を主眼として指示した。ここから首唱者の特定と社外からの関与には、とりわけ大きな注意を払っていたことが読み取れる。

牧田以外に七海兵吉（三井鉦山総務部長）は、七日午後六時に植木宛に三井合名理事長團琢磨の意向を伝えた。それはこの騒擾を三井同族が非常に心配しており、また團が植木からの報告が無く不審を抱いているので、所長に指示して騒擾の状況を直接團に電信したらどうか、と提案していた。これに対し、植木は翌八日午前二時に團宛に、今回の万田坑の暴動については、三池鉦業所長から本社取締役（牧田）に報告させ、承知していることと思ふとした上で、「暴動ノ処分未ダ全ク結了ニ至ラザルニ其影響漸次他坑所ニ波及スル傾向ヲ生ジ、之ガ善後策ニ関スル方針ニ付本店取締役へ出電相談中可然御詮議ヲ乞フ」と応じた。これ以降、團との遣り取りは無い。藤岡発の牧田宛電信を、牧田が團に伝えることで解決したものと思われる。藤岡は八日以降、十四日まで一日四回ほど現場の状況とりわけ各坑の出役と出炭高の状況それに検拳の状況を牧田に詳しく報告し、十五日には三回、安全を確認した十六日以降十九日までは二回となり、出役状況と出炭額のみを報告している。

九日には、三池に派遣されていた長沢から総務部長（七海）宛に、内務省警保局事務官（安武）の来訪・視察を知らせ、同時に内務省・農商務省への三池の状況報告を依頼した。別電で、形勢が緩和しており所長から取締役に報告するものは今後報告しない、と打電している。本社からの派遣に付いては、この日に本社秘書課から所長宛に、山田取締役が十日午前八時半発で現地に直行する旨打電し、翌十一日午後二時に山田が三池に到着した。

十二日には、山田から牧田宛に、三池がすべて平常に戻り、軍・警察も同意見であり、検拳者が多い万田には警官三名だけ残留する手筈と発信し、同時に騒擾の原因と今後の改善策を以下のように述べている。騒擾の原因は検拳者半

数の調査によつても「何等取立テ、原因ト認ムル程ノ事ナシ」との熊本県警察部長の言を引用しそれを肯定した上で、全部の取調べが終了し、原因解明の後に適宜善後策を講ずべきであるが、「要スルニ平素鉦夫等ガ些細ノ事ヨリ不快ニ感ジ居リタル事ガ一原因タルハ疑ナシト思フ」と述べ、「此改善ハ着々実行シ再ヒ同様ノ不注意ニ陥ラサル覚悟ニテ此度ノ騷擾ヲ転化シテ却テ雨降テ地固ルノ結果ヲ将来スベク一同努力中ナリ」と現状での明確な原因と善後策を報告している。所長藤岡も、軍隊の引揚げや入坑状況を刻々と伝え、平常に復していることを伝えた。これに対し牧田は、植木・藤岡に尽力の労をねぎらうとともに、今後とも再発防止のために注意を緩めず、「篤ト善後策ヲ講ジラレタシ」と要請している。ここには、特定思想や外部勢力（友愛会等の全国組織）と無関係であることの安堵感が現れている。

十三日には、地方八新聞への鎮定謝礼広告に付き、長沢からの送信でそれを知った牧田は、筑豊で動揺の折に広告が却つてそれら坑夫を刺戟する、と取り止めを求めた。これに対し、藤岡はすでに発注済であり、「暴動」の件は新聞に掲載され、掲載文は単なる挨拶で刺戟する事は無いと返電し、広告はそのまま掲載された。同日、牧田は前日の山田の電信に「電信之趣承知シタ」と返信し、騷擾に重大な原因が無い点に安堵していることを伝え、同時に係員の態度の矯正と鉦夫の諸要求に応じた改善を早急に着手すること、また社長から各山に訓示したいとの意向への意見を求め、以下のように述べている。「最終係員ノ鉦夫ニ対シテ不親切又ハ横着ノ点、係員ノ家族等ノ鉦夫ニ対シテ不親切又ハ横着ノ点、係員ノ家族等鉦夫ノ嫉妬ヲ買フヘキ奢侈ノ弊、係員ノ鉦夫ニ対シテ徳義上ノ不都合ノ■等ハナキヤ取糺シ願タシ（社長訓示の意向について：中略）、尚売勘場、医局、工賃支払、検炭等ノ件ニ付苦情ノ点モ取調、改正ヲ要スルナラ夫々掛員ニ命シ至急ニ其方法ヲ尽サレタシト考フ」と。一般鉦夫の心の有り様を的確に把握し、それに対応した改善策を早急に実施するように指示している。ただし、ここには賃金が除外されている点に注意しなければならない。賃金は、三池のみで完結されず、三井鉦山全体さらに三井企業全体の問題に連なるからである。

翌日十四日には、山田が牧田に返電し、この機会に係員、医局の懇切を欠く事態を全面的な改善するように三池・田川・山野・本洞ともに着手し、その他の諸点も取調べのうえ報告する、としている。同日には藤岡も牧田宛に、賃金以外の鉱夫要求には「能フ丈ヶ彼等ノ要求ヲ許容スルコト、シタル」も「賃金ハ数度昇給シタルニ付今更値上ノ必要ナキ旨」鉱夫を説得し、「検炭ノ公正」に付いても詳細に説明し、一層安心させるため係員一名を増員し、かつ鉱夫二名の斤量立会を認可する点、それに新聞記事変調の理由や内務省警保局事務官への騷擾概況・鉱夫平均所得比較・鉱夫待遇諸規則の提供を報告した。

十五日に、宮浦坑で不可抗力による採炭科量（一定の賦課された炭量）不足に対する取扱に採炭夫（二番方）が不審を抱き、入坑が遅延するも、説得により無事入坑した旨の電信（藤岡発牧田宛）のあと、十九日まで平常に過ぎた。十九日に、宮浦坑棹取夫百余名集会を持ち、総代から捲上函数賞与法改正その他二、三の要求が申し出されるが、詳しく説明し「心得違ナキ様訓諭ヲ加ヘシニ了解シテ」すぐに解散して入坑したことを打電したあと（藤岡発牧田宛）、翌日以降に異常が無ければ打電せずと伝え、二一日には万田・長州に駐在の検事・警察官すべて引揚げ、検挙者二四九名うち一五二名起訴との報告が電信の最後となった。

**在郷軍人会の動向** 次に万田騷擾の経営側の防御対策の一つとして、三池炭礦に組織されていた在郷軍人会の動向を見ておこう。帝国在郷軍人会本部は、各地の暴動の頻発を憂慮し、指導上の必要から八月二一日に、同常務理事玉井清水名で三池炭礦に以下の報告を要請していた。軍分会員の不穏状況の有無・分会結束の状況・軍人会に関して気付いた点の三点である。それに対し、九月一日付同会本部宛藤岡報告では、三池各坑の回答を踏まえて不穏な動きは無く、一〇年来安米を供給し、かつ賃金以外に出炭奨励金等良好な待遇を供給して実収多く、不穏を惹起する要因が少ない、と回答していた。その基になる万田坑主任報告（八月二九日付）では、万田坑分会は会社の納屋居住採炭夫で組織する

分会で、その役員を彼らとは別に設け、役員の指導と監視により特別不穏な状況なく静穏である、と述べていた。<sup>(9)</sup>

しかし、八月下旬には不穏の兆候があり、騒擾発生の兆候が顕著となったため八月三十一日、連隊司令部より、万一の場合における在郷軍人会の結束・警備につき注意があり、それを踏まえ直ちに三池鉱業所各分会長を召集して、万一に備えるため以下の取決を行なった。

1. 万一の場合、結束して警備し軍隊到着まで暴徒防御の任を尽くすこと、四分会あるその警備配置を次ぎの通り定めた。

第一分会：万田坑・四ツ山発電所・諏訪川発電所、第二分会：勝立坑・宮原坑・七浦坑、第三分会：宮浦坑・大浦坑、第四分会：製作所・亜鉛工場・コークス工場（特に製作所）

2. 在郷軍人会は総て白鉢巻きをして、「暴徒」と区別すること

3. 工業高校の銃剣を使用すること

4. 鉄条網を用意し、防御に使用すること

九月一日には連隊司令部より山本大尉が来山し、所長・中島鉱務主任（在郷軍人会顧問中島麟太郎）と協議した。騒動発生時には、久留米師団を直ちに出勤させ鎮圧するが、三池炭礦在郷軍人会分会も警備に当たる事となり、その際、山本大尉が銃剣使用を不可としたため、樫棒を準備することに変更した。その後再度分会長を召集し、取決事項を詳細に打合わせ、かつ取決事項は分会長・班長・組長にのみ伝達し、軍人会員一般には遺漏が無いよう秘匿にした。

右の分会のうち、騒擾が発生した万田坑を担当部署とする第一分会の動きを見ておこう。同会は、長屋居住の採炭夫のみによって組織されていた。その構成は、聯合分会会長中沢敬男・分会長佐藤武助・副会長阪口正夫・監事馬場金次郎・理事平田仙太郎のもと、分会は甲方・乙方・丙方の三班あり、班のもとに組があり、組長三人・評議員一人の編成

であった。騒擾発生直前に、警戒のため会合が九月一日、三日、四日の三回持たれていた。最初の一日は、前日の分会長会議の内容を周知させるための評議会の開催であった（午前十時、山ノ上坑夫休憩所）。出席者は、佐藤分会長等一〇余名であった。なお、警備のための護身用に檉棒一〇〇本・鉄線五〇〇尺・鉄鍬三個・白鉢巻三〇枚・ラッパ一本が、会社より用意されていた。<sup>(10)</sup>

三日には、馬場世話方（監事）からの通報を受けて、午後五時半頃から新築社宅付近に集合した。その通報は、万田坑運転手・火夫等が今回の昇給発表（九月一日）後、予定額に満たない場合には一括して辞令を返戻しようとする相談なので、今夜あたり警戒が必要との内容であった。このため「九月三、四日二至り不穩ノ兆著シキヲ以ッテ各分会ハ若干ノ偵察斥候ヲ付近ニ派遣シ非常ヲ戒メタリ」。阪口が佐藤分会長と相談し、斥候七人を三方面に出したのである。通報の実態は、その斥候の再集合であり、計画的会合ではなかった。四日には午前十時に佐藤分会長宅で会合し、昨夜の斥候の妙な服装が目立ち、目立たない平常の恰好にするように注意した。

四日の騒擾発生に際し、軍隊派遣要請と同時に直ちに第三分会を招集し（第一分会は結集困難なため）、その五五名と他の一三名を急遽万田坑に派遣した。第二・第四分会は取決の部署を守った。なお、阪口正夫「検事取調状況報告」のなかで、取調官が「万田ノ軍人会ハ精神ニ於テ腐敗セリ、家ヲ破壊シ、人ヲ傷ツケ、而シテ翌日ニハ軍人会員トシテ知ラヌ顔シアリタル者アリ」と批判的に述べたと供述を記している。<sup>(11)</sup> また、藤岡は帝国在郷軍人会本部宛の報告で、在郷軍人会会員で起訴された者一七名（会員以外一〇五名）と報告している。九月二三日の記録では起訴された在郷軍人会会員一六人（一一八名中）、青年会員五三名とある。<sup>(12)</sup>

四日夜の襲撃に対し、第一分会は、余裕が無く、集合したのは十数名であった。第二分会は、非常召集して、宮原坑・七浦坑を警備し、火薬庫・機関庫および要所に哨兵を配置し、緊要な地点に鉄条網を張った。また不断に各方面に

斥候を派遣し、勝立坑本部・联合会と連絡を保持し、軍隊到着後にはそれに協力し、特に囚徒往来道路に注意を払い警戒した。

第三分会は、出役当番以外の全員を召集し、万田坑への出動を命じた。同分会の第一、二、三班計三八名が、駛馬村天満宮前に集合して万田坑に急行し、万田村に入る時に斥候が帰来し、最初の「暴徒」は坑内を出て、第二回の「暴徒」が襲来するとの情報に接し、構内に急いで入り、分会長が指揮して表門を第一、二班で警備し、第三班は副長が指揮して裏門を警備した。騒擾鉦夫を構外へ押し出すが、同鉦夫らは分会員を罵倒し、構外から木石を雨のごとく投げ、分会員の負傷者が続出し、守備が破られる危機に直面したため、会長が天空に向け発砲し、騒擾鉦夫を怯ませた。裏門も負傷者が続出したため、警吏は提灯を消して遁走した。この後、守備を表門に集合させるが、騒擾鉦夫の突入を制せず、全員事務所の高地に集合し、斜坂に空き缶を横たえ、「暴徒」の集合を抑えようとしたが、「暴徒」が逼迫したため、さらに拳銃を発射して威嚇し、襲来を防いだ。「暴徒」は方向転換し、鉄道路線上の貨車を破壊し、弧光燈や付近の建物を破壊し、その後二回来襲、五日前二時に裏門の「暴徒」は扇風機を破壊しようとしたが、二個分隊がこれに対処し扇風機を奪還、「暴徒」は鉄道線路から石を投げ抵抗するが、拳銃発射により退散させた。扇風機は直ちに修理し回復した。「扇風機破壊セラル、ニ至ラバ坑内幾多ノ役員及坑夫ハ窒息死ニ至ルヲ免カレズ真ニ危機一髪ノ感アリ」。午後三時軍隊到着、「暴徒」を鎮定したため、事務所を引揚げ午前七時に分会に帰還し解散する。

五日（騒擾二日目）には、不在中の聯合分会長、郷里より帰来し、久留米師団派遣隊長の経過説明と中島顧問の処理申送りを受け、以下の処置をする。各分会全員を召集し、前日同様の部署に就き警戒すること、炭礦聯合分会所属将校全部を召集し、分会に分遣して協力すること、市聯合会分会と協力すること、この三点である。聯合会本部を山ノ上俱樂部に設置し、市聯合会副長大田黒中尉は同第一分会長森喜一郎会長と会合し、炭鉦分会は三井所属礦山工場の警備

に任じ、市聯合会分会は市内警備に任ずることを協定した。

六日（第三日目）には、各分会相互の連絡網を明確にし、情報を収集して警戒に当たった。不穏状況が依然続き、各分会は会員全員召集し、前夜同様の警戒に当たる。各所で集合の動きや集合して要求を提出するなどの情報が寄せられるが、異常なく午前五時全部警戒を解く。

七日（四日目）になると、警戒勤務は出役に差し支えの無い範囲で約三分の一とすること、午後五時三〇分には聯合会分会長が万田坑視察と在郷軍人会の出役勧奨のために万田坑に向く。荒木主任・佐藤分会長・阪口副長と会員が昼より出役するも、出役者は在籍者の一〇分の一に過ぎず、軍人会員は進んで他の脅迫を排除して出役し、他を勧誘することとし、さらに鉱夫事務所に評議員・班長を集め、陸海軍大臣の訓示の趣旨を述べ、注意を与え懇談する。会員から各自は出役に努めるも、他の勧誘は到底不可能との言に、命令的に勧誘するのではなく、自然に誘導するように誘い、他の坑夫との違いが目立つようなことは避けるように注意している。午前五時全員の任務解除。会員で騒擾加わった者は七人（生年は一八八四年二人、一八九〇年一人、九三年一人、九四年一人、九五年二人、年齢二三歳〜三五歳）。

八日（五日目）は、前日と同様に警戒。九日（六日目）になると、警戒勤務は、出役に差し支えの無い範囲で約四分の一とし、十日（七日目）もほぼ同様の警戒のあと、十一日（八日目）夜には警戒が全面的に解除された。<sup>13)</sup>

以上の経緯から、在郷軍人会の役割が、「暴動」などがあつた場合の経営側の防御手段として組織され機能したことは明瞭であるが、他面において鉱夫の思いや要求を伝達する役割も担っていた。それは、次ぎの証言で確認できる。この騒擾の中で、「（在郷軍人会の：筆者）三人来タリテ曰ク、我等ハ裏門ノ暴動ヲ制止シ居レルモ種々ノ要求ヲ出シテ（出されて：筆者）制シ切レザル故、其要求ヲ主任ニ通シ返答ヲ得テ群衆ニ伝ヘシタメ来レル故、面会ヲ取計ハレ度シト且曰ク彼等群衆ハ捕虜トナレルモノヲ全部引渡サレタシト：（捕虜なしと答えると）一人ハ此答ヲ伝ヘシタメ去リ、

残二人ヲ伴ヒテ主任ニ面会セシタリ」と。主任と鉦夫二人の対談には立会っていないので、その内容の委細は知らないが、自分に諮ったその内容は捕虜の開放、検炭の改正、棹取・馬丁の賃銀値上げであり、「其態度ニハ不穩ノ点ナカリキ」(万田坑三坑派出所横山弘一)<sup>(1)</sup>と。ここから炭礦在郷軍人会が、暴発を抑止しながら鉦夫の要求を代替する役割も担っていたことが判る。

以上のように、騒擾発生直後の早急の対応は、炭礦で組織した在郷軍人会が担ったが、その組織で制御することは不可能であった。騒擾を鎮静化させたのは、警察と軍隊の力であった。そこで、警察と軍隊の動向を見ておこう。

**警察・軍隊の動向** 警察と軍隊の動向は、詳しく経営側の「日誌」から判明する。以下、それにより見ていこう。

既述のように、「暴動」に直面し最初に駆けつけたのは、長州警察分署巡査(熊本県)一七名と大牟田署巡査三〇名であった。その後、五日午前一時半久留米四十八聯隊二個中隊派遣のうち、先発隊三〇名が自動車で大牟田に到着し、午前二時一〇分には後統部隊全員が汽車で大牟田駅到着した。そのうちの一個中隊が直ちに汽車で万田に急行した。久留米四十八聯隊二個中隊は、第一大隊長少佐・同副長・中隊長八人など將校二二名、巡士官三名、下士卒二〇八名で構成され、次ぎのように配置された。大隊本部が山ノ上俱樂部に置かれ、第一中隊が万田、第二中隊が宮原・勝立・電化・集煤所・分析所を担当した。午前三時二〇分には、新たに熊本県巡査一〇〇名が万田坑に到着した。

朝の炊き出しは、軍隊二四〇名・熊本派遣巡査一一七名・大牟田署三〇名分を医局賄所で調達し、熊本警察部長・熊本地方裁判所検事正及検事六名分の弁当は港俱樂部より届けた。五日の昼飯は、兵士には握り飯と菜葉・茶を出し、将校には折詰弁当・ビール一本・サイダー一本が出された。五日夕方七時には一個中隊が増派され(將校四人・準士官一人・下士卒一〇四人)、この分の夕食は紡績会社に炊出しを依頼した。

六日より朝食にみそ汁を追加配給し、昼・夜には菓子または水菓子を提供した。この日、福岡県警察部長が万田坑を

視察している。七日夜より、山ノ上倶楽部・電化駐在軍隊は、社宅に分宿し（西村宅六人、藤岡宅一〇人等一九カ所に一一六人）、この外に万田一〇九人・宮原三二人・勝立三四人・四ツ山倶楽部二二人が宿泊した。八日には勝立坑駐在軍隊が引揚げ、四十八聯隊長大佐小山田勘二が来訪し、即日帰営している。九日には大隊長以下大隊本部と第一・第二中隊が帰営し、内務省刑保局事務官が県工場課長と来山、万田を視察している。以降、以下のように要人が次々と来山した。十日には熊本県警香坂警察部長が来訪、万田駐在竹原警視・荒木万田坑主任を呼び会談、福岡県警察部高等課長も来訪した。十一日には山田直矢三井鉱山常務が午後二時に来山し、来山した竹原と会談している。十二日には全軍隊が引揚げた。以上が軍隊、警察の出勤・引揚げの経緯である。

(1) 騒擾の経過については、「万田騒擾ニ関スル件」△「第一報」「第二報」△『万田（其ノ一）』所収）、騒擾発生の「第一報」との相違については、古閑惣六「報告書」（同上所収）による。なお、「日誌」（『万田（其ノ二）』所収）により、「第一報」「第二報」の記事を一部修正した。「錦戸作太郎氏他4名談話」（談話聴取録（三池）其三）所収）によると、軍隊は皆弾三発宛与えられ、撃ってはならないと注意されていたが、万田裏門配置の兵に、細巻きに石を巻き付けて振り回していた鉱夫の石が当たり、卒倒したため「抵抗スル者ハ撃ッテヨイ」との命令が出され、威嚇が本格化した。

(2) 前掲「日誌」による。なお、「第一報」と「第三報」の別紙第3号補遺では、警察部長の万田到着時間に相違があり、また「第一報」では熊本県知事と警察部長の混同もある。

(3) 「第三報」の「別紙第三号補遺」所収。

(4) 「第二報」の七日付記述。

(5) 十日に、前日の大浦坑の集会の真意が、万田坑騒擾の鎮圧に加担した大浦坑在郷軍人会に対する恨みを回避する一方策であった、と追加報告している（「第二報」）。

- (6) 「第三報 別紙第三号」の「別紙十二」所収。
- (7) 「第三報」および「第四報」の第一、第六。引用は第六による。
- (8) 以上は「事件二関スル往復電信」(『万田(其ノ二)』所収)による。
- (9) 九月一日付帝國在郷軍人会本部常務理事玉井清水宛三池鉱業所長藤岡浄吉報告、八月二十九日付万田坑鉱夫主任荒木道報告案(『万田(其ノ二)』所収)。
- (10) 以上の記述は、「第三 在郷軍人会警備ノ事」(別紙 第三号 鉱夫騒擾二関スル報告補遺)『万田(其ノ二)』所収、「三池炭礦騒擾二関スル報告」久留米在郷軍人会支部長宛中沢大牟田在郷軍人会会長報告(『万田(其ノ二)』所収)による。
- (11) なお、阪口正夫鉱夫書記によると、炭鉱在郷軍人は、普段、一般鉱夫より却って邪魔者扱ひされている、という話を聞いた、と記している。たとえば、天長節余興の際、蓆を借りる際に、世話方に冷遇された、など。農民ならば、道路改修、耕地整理など農民の敬意を受けるも、ここではその暇もなく、各個人には不平・不満があるので、阪口はその問題を評議会で決議し、その結果を採鉱所に交渉する案を上司に働きかけ、佐藤分会長の了解も取っていたが、却下されている(「取調経過ノ大要」(九月二十五日付鉱夫主任宛阪口正夫「検事状況調査報告」(九月十二日長州警察分署の取調)『万田(其ノ二)』所収)。
- (12) 十月二十三日付帝國在郷軍人会本部常務理事玉井清水宛報告「起訴鉱夫名簿」(『万田(其ノ二)』所収)。
- (13) 以上は、「三池炭礦騒擾二関スル報告」(久留米在郷軍人会支部長林聯隊区司令官宛中沢大牟田在郷軍人会会長報告)『万田(其ノ二)』所収。なお、在郷軍人会の会員の出勤などには、以下の勤務手当が支払われた。一方服務：役員一円八〇銭・一般会員一円三〇銭/半方服務：役員一円・一般会員八〇銭/妻(一戸二付)：役員八〇銭・一般会員五〇銭(「在郷軍人警戒勤務手当」大正七年十月十四日付(『万田(其ノ二)』所収)。
- (14) 横地弘一「長州検察局出張所ニ出頭取調ヲ受ケシ件」九月十六日出頭(大正七年九月二十七日付鉱夫主任宛)『万田(其ノ二)』所収。

### 三 争議の担い手・要求と経営側の対応

#### 1 争議の担い手

万田坑の稼働者は当時四八〇〇人、うち騒擾参加者八〇〇人、被検挙者一九五人、起訴者二二一人であった。万田騒擾の中心的な担い手は、主に採炭夫であり、そこから馬丁・職工・日雇さらに建築人夫等へ波及していった。この点に付いて、九月十日付の三池から本店への報告では、次ぎのように記している。「今回ノ暴動ハ主トシテ採炭夫ヨリ起リタルモノナルガ（検挙ノ結果或ハ主謀者ハ採炭夫ニ非スシテ棹取等ノ間ニ在ルヤモ測リ難シ）、之ヲ機会ニ今ハ各坑各所ノ採炭、職工、日雇等ニ波及シ、何レモ賃銭引上ヲ要求セントスル形勢トナレリ」と。

争議の中心となった採炭夫について、詳しく検討しよう。三池炭礦の全体の在籍稼働者は一七七年下期末一万七五六六人・一八年同一万四九七〇人へのぼり、そのうち八月末の坑夫数（採炭夫・運炭夫）は宮原坑（囚人採炭あり）を除く五坑（大浦、宮浦、七浦、勝立、万田）で四九七四人（採炭夫一八七一人・運炭夫三二〇三人（男一二八二人・女一八二人））であり、最新鋭の万田坑は二〇六九人（採炭夫八七二人・運炭夫二一九七人（男三六八人・女八二九人））を占め、全体の四割を上回る規模に達していた。後述するように、騒擾の時に女運炭夫があまり坑内に居らず、騒擾に参加した人数八〇〇人とすれば、採運炭夫の六割以上が参加したことになる。

被検挙者二二一人中、その募集地は六二人が熊本県で過半を占め、次いで福岡県の一九人、宮崎県二二人と続き、あとは四人以下で九州以外にも四国や岡山、島根にも広がっていた。その七五%以上が三〇歳未満の若者であり、雇用年は、一七年三三人・一八年二五人であり、全体の約半分が勤続二年未満であった。大戦好況による労働力不足を補うた

め、周辺地域の農村からの募集が限界に達し、募集地域を拡大し、大幅な労働力募集を実施した結果が読み取れる。同時に、争議に参加し起訴された鉱夫のうち、家族持ちが少なくなかった点が注目される。そこには、労働者を企業内に包摂してきた「経営家族主義」の限界が示されたからである。また、被起訴者に在郷軍人会会員一六名が含まれ、青年会員が五三名もいた点にも注目する必要がある。企業防衛として組織した在郷軍人会組織が、争議側にも参加し、同様に青年を企業内に包摂するために組織した青年会が、争議の動員組織として利用された可能性が高いからである。

争議参加鉱夫の個々人について、警察の依頼を受け、経営側では詳しく調査し、「採炭夫性行調」「棹取夫・馬丁素行其他調」に纏めている<sup>(2)</sup>。採炭夫については、良好二二人、普通一九人、不良七二人（後に良好四六人、普通二〇人、不良七五人と修正している）と区分し、以下の調査内容を記録している。

姓名・採用年月日・性質（温順・普通・良好・不良・短気・粗暴など）・飲酒・行状・近所評判・嗜好・家族状態（善良・一家和合・良好・折合い悪しなど）・家族の人員・貯金有無・体格・現場係員意見（良好、不良、生意気、狡猾等）・万田派出所長見込（危険など）・四宮警備係見込（善、悪など）（なお、「見込」には空白が多い）である。

「棹取夫・馬丁素行其他調」三六人についても、氏名・職名などほぼ同様の内容のほか、出役歩合と最後に「駐在巡查意見」（「伶俐ニシテ剛情ナリ」「行状稍不良」など）の欄を設けている。その評価の事例をみると、棹取頭Kは、明治三八年二月一日採用、温順・評判良・行状正・温容・勉強者・貯金一〇〇円、支柱夫Tは、大正六年三月二日採用、正直・忠実・親切など、棹取夫Mは、明治四五年三月三日採用、温順・行状正・良好・勉強者・貯金一〇〇円と評価した。「現場員ノ見込」では、勉強者・正直は良二〇人、普通七人で、七五%以上になる。この評価を見れば、騒擾に抱かれた「暴徒」のイメージとは大きく異なる。

これとは別に、三池鉱業所では騒擾の重立ちたる者と想定した者一〇人の調査を実施した。そこには「指揮者」「率

先破壊」「率先助成」の朱筆があり、その対象は熊本県警察部より通知のあった五名であり、他五名は三池鉱業所の方で重立ちたる者として注目した者であった。その前歴は半数が農業で、他は仲仕二人、大工一人、左官一人、樵一人であり、経営側が性格や仕事ぶりで否定的な評価を与えたのは一人のみであった。その人物評価の主な事例をみると、指揮者とされた雲田栄作は、一八九七年（明治三〇）生・一九一六年（大正六）三月雇用・前職農業、「精勤家ニテ生活状態ハ上等ナリ」と評され、野中弥次郎は一八八二年（明治一五）二月生・一九一六年四月雇用・前職仲仕、一家の折合いも隣人とも善く、「性質軽率ナルモ人ニ対シテ親切」「一家拵ゲテ精勤ナリ」と評価されている。また、一九〇一年（明治三四）四月生・一九一六年三月雇用・前歴農業の人力重喜にいたっては、「性質温順正直ニ一家和合シ稼働状態又良好ニシテ生活状態モ普通ナリ 此者ニシテ暴徒ニ加担シ率先破壊ニ從ヒシトハ実ニ以外ト云フ外ナシ」とまで述べ、高い人物評価を与えている。非の打ち所が無い人物が、騒擾への積極的参加したことに驚愕している。これら中心的役割を果たしたと思われる人物像から、後に詳しく分析するように、新聞報道や経営側の評価とは異なり、偶然で自暴自棄の行動でも、まったく無計画な行動でもなかった事を推測させる。なお、騒擾に参加して解雇された鉱夫の二人については、田川鉱業所の要請をうけて、氏名・本籍・生年月日が田川炭礦に送付された。雇用防止のためであった。

## 2 要求の内容

万田騒擾に至る前から、既述のように各坑で賃上げを主とする諸要求が出されていた。万田騒擾の過程では、それらの要求が一気に噴出した様相を呈した。

少し長くなり、既述の内容と重複もあるが、改めて、鉱夫の現場から発せられた要求を時系列に沿って見ていこう。

その最初の要求は、先発隊の軍隊が到着した頃、在郷軍人会の採炭夫五人が万田坑主任荒木に対し、騒擾の契機となつた採炭量目の歩引（悪石混入を差引く）の見直し（「採炭量目ノ歩引酷ナレバ、之ヲ夷ニセラレタシ」）と円滑な炭函の供給（「近來箱切レ多シ、速ニ改善セラレタシ」）の二つを要求した。これに対し荒木は、その二つとも平時からきちと履行しており、問題はないと要求を拒否した。この要求が拒否されると、日雇・棹取の要求として賃金二割の増給を要求した。これに対しても、例年二回の昇給に対し今年はずでに三回の昇給を実施し、年末の昇給を含めれば四回となり、これは物価高騰と各自の仕事の種類・成績を斟酌して実施しており、賃金が低いからではない、と拒否した。<sup>(4)</sup>

九月六日には、万田坑支柱夫の光本已熊ら六名が日雇を代表し、七日には坑内棹取夫国徳千代松ら八名が棹取夫を代表して、棹取・馬丁の賃金四割、支柱夫・石工・日雇の賃金二割の増給を要求し、その仲介を香坂熊本警察部長に依頼している。彼らの要求は、賃上げに留まらず、医局や売勘場の刷新・改善なども要求した。<sup>(5)</sup>

七日には、宮原坑採炭夫が、入坑せず以下の五項目を要求した。「採運炭賃率等級引上ノコト」「検炭悪石歩引ヲ公平且正確ニスルコト」「医局取扱ノ改善ヲナスコト」「売勘場取扱ノ改善ヲナスコト」「坑内係員ノ坑夫ニ対スル言動ヲ改良ルコト」この五項目である。これに付言して、検炭の不平は七浦坑であり宮原坑は申立てず、また役員言動について宮原坑の丙方は申立てないと付言している。ここから他坑の要求も合わせて主張し、同時に役員言動への批判を丙方は申立てない、と述べているように、批判すべき対象をきめ細かく絞っているのが判る。この日、柿木園長屋居住建築人夫の賃上げ要求も出されている（翌日説得により撤回<sup>(6)</sup>）。

九日には、大浦坑でも採炭賃上げ、「科程」の減少（労働時間短縮）、切羽悪石の除去（旧坑ゆえ悪石が多い）を要求している（既述のように、この要求は報復を回避するための一時的な方便であった可能性もある）。

翌十日には、既述のように「日役連中」が勝立坑石田主任に対し要求書を持参した。そこには物価騰貴による生活苦

を訴え、六月以来の二度の昇給に「御社幹部各位ノ吾等下級労働者ニ対スル同情一掬ノ涙ヨリ出テタル賜物ト感謝ノ外無之」と感謝しつつ、「物価ノ騰貴ニ於ケル生活ノ難儀ヲ償フベクモ非ス、此ノ余儀ナキ事情ニ依リ此度日役全部先山三十銭後山二十銭宛昇給ヲ御請求致スモノニ候」と、全員の昇給を要求した。同坑では上旬（日付ははっきりしないが、万田騒擾直前の二日か三日と推定）にも同主任宛に「日雇連中」として嘆願書を出していた。整った字体の丁寧な文面であり、根拠を示して賃上げ要求した。その内容は、物価騰貴のなか売勘場の安売りや賃金の八割の付買いが出来ることに感謝しつつも、「日雇ノ身ノ上ハ飲食ニハ不自由ハ無之候へ共、借家賃、電気料、租税、世間ノ交際費ハ如何ナル所ヨリ出テ来ルヤ」と述べ、それらを理由に賃金の三割昇給を要求した。同坑では一節で言及したように、一日に採運炭夫の賃上げ争議が起きており、また六日には既述したように、やはり勝立坑主任宛に賃上げ嘆願の葉書が郵送された。<sup>(7)</sup>

十五日には、宮浦坑二番方坑夫が不可抗力による科糧（基準積載石炭量）不足が計算表に考慮されず、賃金に反映されていなしとして、各自に一々証文を交付するよう要求したのに対し、各自の交付は困難であり、不可抗力の科糧不足に関しては坑所掲示場に掲示して周知する、と説得して出役拒否を回避した。直ちに掲示板に以下の内容の「不可抗力ニ係ル科糧不足ニ対スル取扱」を掲示した。

一、設備の故障その他不可抗力による科糧不足に対しては、科程修了後取得すべき賃額に達するように所定の等級に変更する

二、切羽状況が悪化した場合、当初の設定同様の賃額に変更する

三、切羽人員、等級設定当初の人員より多数繰込んだ場合には、その人員相当の等級に変更

この措置は他坑に関連するので、他坑でも同様に実施する必要があるため二三日には通牒三鉱達六号「万田、宮浦、宮原囚徒部内検炭規定中改正ノ件」を発令した。六項目にわたる具体的な改正内容が明示された<sup>(8)</sup>（後述）。

十六日には、万田坑夫中富宗平が、自らの思いを書いて鉱夫主任に訴えた。六項目を並べた要求には、願いや意識が滲み出ている。それを見ると、最初に「函ニヲワレ数年採炭稼シタケレドモ、今頃ノ用ニヲワレル事ハありません、此ハ函をヲワシテ会社員ノハイト一金トナル物ト思ひ居リマス、サデナクテバハイト金ハ何々ヲ取立ハイト金トナルトノ事をヲシエ下され」(最近ほど繁忙に追われたことは無いが、繁忙に働かせて稼いだ金は配当金になる、との意味、カタカナ・ひらがな交りは原史料のママ)と自分等採炭夫の稼ぎが、会社の利益(配当金)を産み出していると主張したうえで、次の要求をしている。職員に比べ、「スミキリ」(炭切)賃が安いから、「スミキリ」賃を上げること、売勘場の品物が悪く販売人も態度が悪い(それを改める)、行商人がモチ、ダンゴ、クダ物売りに長屋に入るのを認める事、函数改めに採炭夫から一名つつ立ち会う事(積み方多い人と少ない人四、五組つつ張り紙すること)などである(もう一つあるが読めず不明)。

十九日には宮浦坑の総代一二名が、同坑事務所へ以下の四点にわたる要求を出した。①捲揚函数賞与法を改正して、標準を八〇〇函から六〇〇函とすること、②連役の場合には半方賞与を二分五厘増して七分五厘とすること、③坑内積場・棹取夫の勤務を三交代とすること(即時実行困難の場合には特定時期から実行のこと)、④交代日の朝に「炭函捲切」をするには、時限の六時半を過ぎるため、此時限以外の臨時勤務に対し賃銭歩増をすること、この四点である。この要求に対し、経営側は以下の回答をした。①には十月十五日まで七〇〇函とし、その時点で全体的な調査を実施する、②目下検討中だが、否定的な対応、③については係員の急増が必要で、施設上の手数を煩わすとして要求が撤回された、④については要求を受け入れた。<sup>10)</sup>

以上に言及した以外にも、世話方罷免の要求など平常時の生産と生活にかかわる様々な要求が出された。万田騒擾発生のに伴い、万田坑それ自身の要求だけでなく、他坑や建築夫など諸職種の研究も溢れだし、平常時に抱いていた要求や

不満が一気に噴出した状況にあった。こうした鉱夫側の要求に対し、幾つかは経営側の対応に言及したが、全体としてはどのように対応したのか、次にこの側面を検討しよう。

### 3 経営側の対応

万田騒擾を契機とする各坑の鉱夫側の要求を、経営側としてどのように把握していたのか、まずそれを見ておこう。三池鉱業所長藤岡浄吉は、福岡鉱務署の提出要請を受けて、同鉱務署に提出した「鉱夫要求事項」を九月八日付で本店取締役に報告した<sup>(1)</sup>。三池炭礦の動揺が最も激しかった四日以降七日までの鉱夫要求であり、万田坑と宮原坑の鉱夫要求の把握である。

万田坑については、

- (1) 採炭夫の要求 (イ) 検炭・悪石ノ歩引ヲ寛クスルコト、(ロ) 役員ノ鉱夫ニ対スル態度ヲ改良スルコト
  - (2) 三番交代の棹取・馬丁の要求 (イ) 賃金四割増、(ロ) 医局取扱改良
  - (3) 坑内大工および二番交代の棹取・馬丁の要求：ほぼ(2)同様の要求
  - (4) 坑内日雇・支柱夫・石工の要求：二割の賃金増
- 以上の四項目である。

宮原坑は、「採炭夫目下寄々協議シ当方ニ直接要求」し、以下の五項目を要求。

- (1) 採運炭賃率等級引上ケノコト (即チ賃銭値上げ)
- (2) 検炭、悪石歩引ヲ不公平ナキ様正確ニスルコト (宮原出炭ハ一部宮原豎坑ヨリ一部七浦豎坑ヨリ捲上ゲ両所ニテ検炭セリ 内不平ナルハ七浦検炭分)

(3) 医局取扱改良(例えば急病にも拘らず直ちに来診しないこと/長屋の回診については、上がり框で診察し、入室して懇切に診断しないこと/診断しても投薬が遅いこと、それら取扱の改良)

(4) 売勘場に関すること(売渡し時間の延長/役員態度改良のこと/米の量の具合が悪いため改良すること)

(5) 坑内係員の坑夫に対する態度を改めること(但 本申込ハ甲乙両方丈ケニテ丙方ハ申出デズト付言ス)

以上の鉱夫要求を含む様々な鉱夫側の要求に対して、現場での対応については一部すでに記述したが、全体的に経営側ではどのように対応したのか。争議の余燼がまだ漂う一〇日、藤岡は各坑主任宛に福岡鉱務署が例示した諸鉱山紛擾の主動機を参考にしつつ、以下の九項目の対策を指示した。<sup>(12)</sup>

① 鉱業権者・高級幹部と鉱夫との接触機会の増大と意志疎通を図ること

② 物価騰貴に伴う賃銀昇給は、同一地域他鉱山を考慮して実施し、同時に新規鉱夫が旧来の鉱夫賃金を上回らないようにすること

③ 鉱山直営販売店が不当利益を得ているという誤解を招かないよう、価格・数量を地元・同地方の鉱山を斟酌して設定すること

④ 採炭の方法を正確・(マダ)衡平にし、鉱夫代表者を検炭に立会わせること

⑤ 炭函回りを円滑にすること(賃銀に直接反映するため)

⑥ 扶養手当・疾病扶助等を実際賃銀に係わり算出すること

⑦ 積立金の現状、共済金の収支は常に明らかにし、鉱夫請求時のみならず、時々鉱夫に公示すること

⑧ 鉱夫に対し、安く日用品を供給する市場の設置を可とするも、それを監視し、市場設置の趣旨に副うように価格

低廉と供給の円滑を図ること

⑨ 騒擾に火薬使用の可能性もあり、その取締を徹底すること

以上である。このような方針を踏まえ、騒擾が最終的に鎮静化したあと、それを総括的に示したのが、九月二七日付本店取締役宛藤岡所長の「善後策ノ事」<sup>(13)</sup>である。

藤岡は騒擾前後の鉱夫の要求事項について考究し、「其必要ト認めラレタルモノハ之ガ改善ヲ謀ルコトハ事業上最も緊要ナリ」と述べ、諸々の鉱夫要求を次ぎのように、賃上げとそれ以外の二つに整理した。「彼等カ要求スル処ハ多少区々ニ亘リタルモノアリシモ要スルニ賃銭値上ト医局、売勘場、検炭等ニ対スル不平即チ役員ニ対スル感情問題トノ二者ニ帰着セルコトヲ認め得ベシ」と。その対処について、まず後者に関しては、「関係坑所種々協議ヲ重ネ採炭ニ関シテハ別紙三鉱達六号写ノ通り検炭規定ノ改正ヲ行ヒ医局、売勘場ニ関シテハ別紙改善要領ノ通り先ズ適切ナル事項ヨリ始メ漸次考究改善ヲ図ルコトトセリ」と、鉱夫側の要求を受入れ、その実施方針を示した。賃上げについては、「各地方礦山等ノ調査ヲモ要スベク今之カ実行ヲ為シ難キモ目下夫々之ガ調査ヲ重ネオレリ」と述べ、賃金の一律昇給には当面基本的に実施せず、今後の課題とした。要するに、現状では賃上げは拒否し、その他の諸要求は受け入れた。実際、藤岡は「賃銀以外ノ要求ニ付イテハ可成便宜取扱ヲナスベキモ賃銭値上ニ対シテハ断然之ヲ拒絶シタリ」<sup>(14)</sup>と、述べている。

鉱夫側の主要な要求である検炭規定の改正、医局の改善、売勘場の改善については、それぞれ以下のように規定・要項を定めた。検炭については、「三鉱達六号」(九月二三日付)で「万田坑、宮浦坑、宮原坑囚徒部内検炭規程中改正ノ件」として検炭規定を改正し、十月一日実施とした。その内容は、炭函容量の正味基準を新たに定め(万田一〇八〇斤、宮浦一〇〇〇斤、宮原坑囚徒部内七八〇斤)、基準超過の分には増加分に応じて加率し、量目を増加した。混入した悪石・雑物は、その重量の三割を加算して積載量目から控除する、但しその量が二〇斤に達しない場合には悪石・雑物に

加算しない。基準不足の場合には、不足斤数を差引き、従来の減率を廃止する。以上に基づき、改函数の計算式を明示し、検炭への不満の解消を図った。

医局については八項目の「医局改善要項」を定めた。懇切に対応する事、坑内救急手当設備を設置する事、宮原医局を設立する事、亀谷に医員を派遣する事、勝立支局に医員一名増員・薬剤師一名新規に設置する事、万田医員増員（当面一名）、診療時間外診療の充実、入院患者の付添に家族が付添う場合には付添料を支払うなど、である。

売勘場については、七項目の「売勘場改善要領」を作成した。①一哩売勘場の移転・改築、②七浦坑付近に売勘場増設、③各所稼働賃証明日の改定（一時に多数の請求による幅湊・混雑回避のため）、④売勘場の庇の拡充など設備の充実と品揃えの充実、⑤売勘場職員・日雇の取扱の懇切・丁寧および渡し方の敏活・正確を指導すること、⑥役員の商品請求の期日制限と配達費の実費徴収、⑦売勘場営業時間の延長（午前八時～午後三時までを四時までに、余儀なき場合は四時以降も）、以上の七項目である。<sup>(15)</sup> 鉱夫の要求を受入れると同時に、鉱夫の怨嗟の対象であった役員特権の制約が盛り込まれている。

これまでの検討から、経営側の対応方策が明瞭に見て取れる。米騒動・大正デモクラシーという激動の時代状況なかで、しかも労働力不足とりわけ採炭労働力不足の中で、長期にわたり直接企業利益を制約し、しかも自礦以外の炭礦さらには三井傘下全事業にも影響を及ぼしかねない賃上げだけは当面回避しつつ、その他の要求はほとんど全面的に鉱夫の要求を受入れた。鉱夫の要求そのものに要求の合理性があり、かつその実施が鉱夫の自発性を喚起し、生産能力を向上させ、一時的な出費の増大があっても長期的には利益の増進に寄与するからである。実際、騒擾後の万田坑の出炭額は増大している。以上の検討を踏まえつつ、最後に争議の要因と性格を検討しよう。

- (1) 以上、人数関係は、福岡鉱務署長三井米松宛藤岡浄吉報告（『第四報』別紙『万田（其ノ一）』所収）、「鉱夫月報」大正七年八月、引用は「第二報」（『万田（其ノ二）』）による。
- (2) 「採炭夫性行調」「棹取夫・馬丁素行其他調」（十月十九日付熊本県庁香坂警察部長宛最吉報告『万田（其ノ一）』所収）。なお、同様の調査報告が、十一月二十日付藤岡所長宛三井鉱山株式会社総務部庶務主任の通知要請事項（予審終結の趣・被告等の雇入年月・家族持ち单身者別・素行に対する鉱夫主任及び現場員の短評）への報告があるが、採炭夫では良好四六人、不良七五人、普通二〇人と前資料と若干の差異がある。「棹取夫・馬丁素行其他調」三九人（二人消去）（既述とほぼ同一）（同上所収）。
- (3) 「被検拳者野中知次郎外重立タルモノノ個人調ニ関スル件」（大正七年十月十四日付本店取締役宛藤岡浄吉報告『万田（其ノ二）』所収）。なお、野中については、検拳され収監中に「縊死」したとされ、騒擾当日検炭に率先して苦情を申し立て、自己の率先した行動で多くの収監者を生じたのを申し訳なく思った感情も「縊死」の一原因かと、万田駐在巡查部長が述べている。取調中で実態は不明。同巡查は、野中を「平素狭気ニ富メル肌合ノモノ」と述べ、検炭に率先して苦情申立てたのも、その性格故と暗示している。先に記した折合いの良い家族持ちの野中が、「縊死」とするとは考えにくい。
- (4) 「第一報」（『万田（其ノ一）』所収）。
- (5) 「第二報」、「別紙第三号 鉱夫騒擾ニ関スル報告補遺」（『万田（其ノ二）』所収）。なお、国徳千代松については、経営側では「性質温良ニシテ業務熟練代表者タル資格アリト認ムルハ此一人」と高く評価している（警察本部二出願代表者調）大正七年九月八日（『万田（其ノ二）』所収）。「警察本部二出願代表者調」では、一六人を調査。
- (6) 以上、「第二報」、福岡鉱務署長三井米松宛藤岡浄吉報告（九月二十四日）（『万田（其ノ一）』所収）。
- (7) 以上、「第三報」、「別紙第三号 鉱夫騒擾ニ関スル報告補遺」（『万田（其ノ二）』所収）。
- (8) 「第四報」（『万田（其ノ一）』所収）。
- (9) 「萬田坑夫中富宗平より差出シタル意見書供覧」（九月十六日）所長・次長・主事・鉱務主任宛鉱夫主任報告（『万田（其ノ一）』所収）。

- (10) 「第四報」、 「第四報」別紙(『万田(其ノ一)』所収)。
- (11) 「鉱夫要請事項ノ件」(大正七年九月八日本店取締役宛藤岡浄吉報告) 『万田(其ノ二)』所収。
- (12) 「第二報」別紙一号。史料中の賃金、賃銀の用語は、賃銀に統一した。
- (13) 「七 騒擾二関スル件」(「第四報」)。
- (14) 「騒擾二関スル調査ノ件」(九月三十日付福岡鉱務署長宛藤岡報告、福鉱七年第5220号の照会への回答、「第四報」別紙)。
- (15) 「第四報」別紙。

#### 四 争議の要因と性格

##### 1 争議発生の背景と要因

万田騒擾発生の大きな要因として、すでに述べたように米騒動の影響が大きかったことは、疑いない。米騒動による争議の発生が最も多かったのが、福岡県であり、その主要な業種は炭礦であった(万田坑は熊本県所在であるが、三池炭礦本社の所在も他坑口も福岡県大牟田市にある)。万田騒擾はその一環に位置していた。米騒動に共振する大きな要因がどこにあったのか、それを探る手立てとして、万田坑鉱夫の労働と生活それに賃銀について検討していこう。

万田坑は、一八九七(明治三〇)年十一月起工・一九〇二年二月着炭した三池炭礦の最も新しい炭坑であった。排水・運搬(捲上げ)・炭車など最新鋭の機械・設備を導入し、坑道の昇温の排除や坑内各種の原動力に電気を利用して長距離動力伝送の経済化を計るなど最新鋭の設備を備え、次々と改良を加えていった。万田騒擾直前には、さらに機械化が進められており、その状況は次のように描写されている。「大正六、七年頃ノ景気ハ、運搬、排水、採炭等ヲスッ

カリ改善シマシタノデ従来ノ採炭量ノ標準ヲウント引上ゲマシタ、スルト採炭夫ガ「ソナナ沢山ハ掘レマセン」ト言フノデ、今度ハ係員ガ切羽ニ詰切りニナツテ、ストツプウオッチヲ用ヒ採炭時間、積込時間、休憩時間等詳細ニ調査シマシタ、其ノ上更ニ規定ノ採炭量ヲ積ミ出サヌモノニ対シテハ、昇坑時間迄働カセル事ニシマシタノデ止ムヲ得ズ規定ノ採炭量丈積出ス様ニナリマシタ」<sup>(1)</sup>。

右の談話から、大戦景気を背景とする機械化の進展が、労働の強化を促進したことが読み取れる。機械化の進展により採炭量の標準が引上げられ、採炭夫の「ソナナ沢山ハ掘レマセン」との批判に対し、ストツプウオッチまで利用して採炭時間・積込時間・休憩時間などの時間管理を実施し、規定採炭量不足者を昇坑時間ギリギリまで稼働させ、採炭量の増大が追求された。炭車の容量は○・四四六トンから○・六五トンに増大し、速度も従来の時速四マイルから七マイルに加速し、機械化の進展のもとで科学的労働管理により労働密度が強化されていた。そこに露呈した問題は、坑内の様々な面で機械化が進展したにもかかわらず、最も重要な採炭方式が機械化されず手労働に依拠していたことにある。そのため急速な機械化の進展による多大な負荷が、採炭面に集中し、その矛盾が労働強化に帰結したのである。

この状況下で、労働の強化に見合せて賃銀が上昇せず、しかも異常な米価上昇などの物価騰貴による生活苦が、騒擾の客観的基盤であった。それを顕在化させたのが、検炭への不信に発する職員への不満と格差にあった。騒擾の具体的要因についてみると、福岡鉱務署長宛藤岡浄吉報告や警察側の観察などで言及され、また鉱夫要求を踏まえると、以下の5点に集約できる。①検炭問題②昇給期待への落胆と社員賞与への不満③担当職員の鉱夫への態度と売勘場問題・医局問題④万田坑の賃銀の低さ⑤物価上昇による生活の悪化、以上である。

これらの問題が検炭の問題をめぐる一挙に噴出したのが、万田騒擾であった。検炭への不満は従来からあったが、昇給期待への落胆と社員賞与への不満から一気に騒擾という形で吹き出した、と言えよう。以下①～⑤について具体的に

に見ていこう。

① 検炭について

万田騷擾の発端となった検炭は、石炭以外の悪石・雑物を除外して石炭正味量を鑑定する作業であるが、その鑑定は専ら担当の職員に委ねられていた。騷擾当日三番方坑夫が、正味函数が著しく少ないとして検炭記載量に不審を抱き、間違いないか聞きに来た。それに対する職員の対応が、騷擾の発火点となった。その時に状況を直接現場にて対応した小閑惣六は、次ぎのように証言している。「七時五十分採炭先山吉田清一、野中卯次郎ノ順ニ当リ、減量甚ダ多シ、自分等ハ積量ニ於テ少モ従前ト変ヘザルニ以前ハ少数ナカラモ増率ヲ課セラレシ者アリシニ、近時増率ニ当ルモノナキノミカ高減率ヲ課スルハ其意ヲ得ズ、畢竟貴様等坑口役員ガ計算ヲゴマカシ石炭ヲ盗ムモノニ相違ナシ」と述べ立てた。偶然居合わせた工手長が坑夫を慰撫し、工手が同伴して権衡所の権衡を実見させ、吉田は納得した様子であったが、集まってきた鉱夫が騒ぎ立て、午後八時十分頃には投石が始まった、と。<sup>(3)</sup>

また、工手長清島三津蔵や鉱夫雇警備担当四宮重敬の証言によると、検炭による炭量の著減を疑問視する坑夫に、関係職員が丁寧<sup>(4)</sup>に答えず、担当者が間違<sup>(5)</sup>う筈が無い、と荒く大声で怒鳴りつけた。これに対し、坑夫側が「アナタ達ハ我々ガ命懸テ掘リ出シタ石炭ノ量ヲ筆ノ先デ誤摩化シタ上、糺シニ來タ人ニ頭ゴナシニ叱リ付ケルトハ何事デスカ」と憤り、さらに酒気帯びの野中卯次郎が、職員の言い捨てる荒い言辞に烈火の如く怒り、窓枠に載せた肘で強くガラス戸を叩き、一同之に和して声援しバラスを手にしてガラス窓に投げて破壊し、収拾がつかなくなった、としている。<sup>(4)</sup>

ここから検炭が、担当者の恣意的判断の入り込む余地があり、坑夫を納得させる客観性が欠如していた、と判断できる。そこに下級職員不審と格差とが重なって、騷擾を引き起す大きな原因があった。

② 昇給期待への落胆と社員賞与への不満について

検炭問題と連動して、昇給期待への落胆と社員賞与への不満が、騒擾の原因になった、として警察では次のように指摘している。

「坑夫間ニアリテ各自ノ採炭量ガ積載シタル函数ニ比シ著シク其ノ函数ノ減少スルハ畢竟炭礦社側ガ検量ニ従事スル者ヲシテ故意ニ其ノ量ヲ減セシメ而シテ得タル数量ニ対スル差額ヲ会社ニ於テ各社員ニ対シ年数回ニ賞与トシテ配当スルモノナリト誤解ヲ抱キ居リタルヲ会々左記動機ニ依リ騒擾ヲ惹起シタリ

付記 去ル八月ニ於テ下半年賞与トシテ月俸ノ二ヶ月分ニ対シ特別手当トシテ下半年賞与金額ノ二十八割ヲ社員ニ支給セラレタルガ坑夫間ノ感情ヲ痛ク害シ居リタリ<sup>(5)</sup>。

ここには恣意的な炭函検査と社員賞与への不満が結びつき、騒擾の要因になった事が指摘されている。その問題の根本には、前述したように炭礦における採炭以外の急速な機械化と採炭の手労働による出来高制の持つ矛盾が検炭を媒介として露呈したといえる。採炭過程の機械化がまったく進展しておらず、出炭計量に恣意が大きく入る余地があった。また、ここには、以下に見る検炭と連動して賃銀問題と社員との格差問題が孕まれていた。

### ③ 担当職員の鉱夫への態度と売勘場問題・医局問題

検炭と連動して、担当職員への日常的な不満が一気に騒擾という形で噴出した。日頃の現場職員の採炭夫への態度が、採炭夫の自尊心を傷つけていたからである。その状況を変えさせるべく、騒擾という手段によって人格権を認めさせる行動へ駆り立てた、といえる。万田騒擾だけでなく、既述の三池炭礦諸争議のなかでも、繰返し係員の言動改善要求が出されたのは、人格権承認の強い現れであった。要求項目に賃上げと同時に「医局取扱ノ刷新改善」と売勘場改善を取上げているのも、生活上の問題であると同時に職員との平等要求であり、生命保全要求⇨生存権であると共に人格権要求であり、最も基底的な個所からの人格権要求であった、と言える。

第2表 付近各礦々夫所得（日当）

職種	菅牟田炭礦（貝島）		二瀬炭礦（日鉄）		赤坂炭礦（麻生）	
	争議前	争議後	争議前	争議後	争議前	争議後
採炭夫	円 銭 1.60	円 銭 1.95	円 銭 1.10	円 銭 1.50	円 銭 1.38	円 銭 1.70
坑内外棹取	0.70	0.84	1.30		内 0.80 外 0.92	0.85 0.97
坑内外雑夫	0.60	0.66	外 0.80 内 0.70	1~2割増賃		
撰炭夫（男）	0.60	0.66	0.40	〃		
火夫	0.70	0.77	0.85	〃		
運転手	0.78	0.85				

出典）「付近各坑々夫所得金額一覧表」（『万田騒擾書類（其ノ一）』所収）より。

第3表 福岡県諸炭礦採炭夫日当賃金

炭礦名（経営）	所在地	採炭夫賃金		
		賃銭	諸賞与	計
目尾炭坑（古河）	嘉穂郡幸袋町	円 銭 1.35	円 銭 0.16	円 銭 1.51
鯉田炭坑（三菱）	〃 飯塚町	1.55	0.36	1.91
上三緒炭坑（麻生）	〃 〃	1.40	0.54	1.94
飯塚炭坑（中島）	〃 〃	1.42	25%増	1.77
峯地炭坑（蔵内）	田川郡添田町	1.48	0.41	1.84
*三井炭坑	〃 後藤寺町	1.89	0.20	2.09
豊国炭坑（安川）	〃 糸田村	1.97	…	…
新入炭坑（三菱）	鞍手郡新入村	1.45	0.35	1.80
貝島炭坑	鞍手郡	1.68	0.25	1.93
大谷炭鉱（蔵内）	粕谷郡	1.72	0.16	1.88
海軍採炭所	〃	1.46	0.17	1.63
宇美炭坑	〃	1.40	0.16	1.56
万田炭鉱（三井）	大牟田市	0.955	0.279	1.234

出典）福岡県警察部「鉱夫取得賃金（一日平均）」（『万田騒擾書類（其ノ一）』所収）より作成。

- 注）1. 賃金の数値は、1918年（大正7）9月10日現在。諸賞与は平均値。  
 2. \*三井炭坑は、三井鉱山田川炭礦。炭坑名と所在地は、原史料のまま使用。  
 3. …は不明。但し、15日のうち11日以上稼働者には70銭～2円の賞与を2回与える、と付記。なお、新入炭坑の諸賞与25銭を35銭と修正（合計値と不一致のため）。

第4表 三池・筑豊各山鉱夫所得（1918年）

職 種	三池		田川				本洞	山野			
	万田	各坑	一坑	二坑	三坑	斜坑	一、二坑	一、二坑	三坑	四坑	
採運炭夫	円 銭 1.27	円 銭 1.39	円 銭 1.52	円 銭 1.73	円 銭 1.53	円 銭 1.50	円 銭 1.55	円 銭 1.77	円 銭 1.68	円 銭 1.61	
支柱夫	1.02	0.98	0.91	0.82	0.93	0.91	1.05	0.97	0.92	-	
坑内棹取	0.90	0.93	1.28	1.20	1.05	1.06	0.74	0.94	0.87	0.88	
〃 雑役	0.76	0.69	0.65	0.78	0.64	0.64	0.80	0.83	0.76	0.75	
撰炭夫	0.45	0.43	0.55	0.54	0.37	0.40	0.44	0.50	0.55	0.45	
火夫	0.86	0.95	1.52	1.14	0.89	0.86	—	—	—	—	
坑外棹取	0.71	0.85	1.09	1.10	1.15	1.03	0.76	0.76	0.79	0.71	
坑外雑役	0.86	0.64	0.73	0.65	0.64	0.57	0.60	0.56	0.67	0.63	
ポンプ運転手	1.02	0.95	0.91	0.79	0.90	0.87	—	—	—	—	
器械運転手	0.83	0.94	1.25	1.15	0.84	0.83	—	—	—	—	
諸職工	0.88	1.03	0.99	0.95	0.93	0.95	1.03	1.02	0.94	0.95	
平均	0.99	0.93	1.22	1.14	1.07	1.16	1.07	1.32	1.16	1.09	

出典]「三池筑豊各山鉱夫所得比較表」(『万田騒擾一件書類(其一)』所収)より作成。

注) 1. 筑豊三山(田川、本洞、山野)は、大正7年(1918)7月分。三池は8月の実績に9月1日の昇給を加算した数値。

2. 銭未満四捨五入。一は原史料表記。

#### ④万田坑の賃銀の低さ

騒擾の重要な要因の一つに、万田坑の賃銀の低さがある。それを自覚し、騒擾にまで突き動かした背景に、他炭礦の争議の影響は無視できない。山野鉱業所長が三池駐在常務取締役植木に送った報告に、付近他炭礦の争議前と争議後の賃銀の変化が示されている(第2表)。各鉱いずれも筑豊の著名な炭礦であり、争議後に三割前後の賃上げを実現している。万田騒擾およびその前後において、種々の職種が三〇四割の賃上げを要求しているのも、これら争議の情報が入手され、それを参考にした可能性は否定できない。同表以外にも、福岡鉱務署調査の多くの炭礦で、争議後の賃上げ実施が報告されている。それに刺戟を受ける状況が、万田坑にはあった。それが、他炭礦と比較した賃銀の低さである。第3表を見れば、一目瞭然である。万田炭鉱(万田坑)は、福岡県を代表する他炭礦と比較して、いずれの炭礦よりも採炭夫の賃銀が低い。諸賞与を含めても、その状況は変わらない。他の三菱高島炭礦や住友忠限炭礦など一七炭礦の調査(福岡鉱務署)でも同様である。

しかも、三井鉱山の田川、山野、本洞の各炭礦と比較しても、

三池炭礦の採炭夫の賃銀は最も低く、さらに三池炭礦のなかでも万田坑は他坑より低い（第4表）。支柱夫とポンプ運転手は他坑より高いが、他の職種は雑役夫（坑内外）を除き、いずれも他坑より低い。とりわけ坑外棹取の低賃銀が目につく。より詳しく万田坑の職種別賃銀を示したのが、第5表である。同表をみると、職種によって大きく差異があるのは、精勤賞与である。他の賞与は、それほど大きな差はない。精勤賞与は、採炭夫が最も高く、次いで支柱夫、ポンプ運転手・火夫、機械運転手と続き、撰炭夫が最も低い。採炭夫は撰炭夫の一二倍にもなり、支柱夫も一〇倍近い。ここには新鋭炭坑としての万田坑の性格が顕われている。最新坑である万田坑は、規模が最大で機械化が最も進展し、未掘部分を開削する計画的な坑道掘進の進展のために優良な支柱夫を大幅に投入する要請が強く、旧坑に比べ掘進による採炭個所の有利さが大きい。また、地下水の湧き水が多い三池炭礦は、水の排除が重要であり、ポンプ運転手の確保・稼働は必要不可欠であった。手労働に依存する採炭作業・支柱作業の増進は、出役日数に依存しており、出役促進による利益が極めて大きかった。しかもそれらの労働は、熟練が必要であり、そのために定着策が重要であった。長期勤続者に手厚くなる精勤賞与は、定着策の重要な柱であった。これらの理由が、それら作業に従事する職種に精勤賞与を厚くした理由であった。

上期（参考）		
計	④ 合計	⑤ 合計
円 銭 *0.77	円 銭 0.80	円 銭 0.78
0.69	0.71	0.69
0.50	0.52	0.50
0.43	0.45	0.44
0.28	0.30	0.28
0.53	0.55	0.54
0.53	0.35	0.53
0.45	0.48	0.46
0.60	0.62	0.61
0.58	0.60	0.59
0.55	0.57	0.55
0.53	0.55	0.53

は「勤勉手当」を含む合  
金賞与を追加した数値）。  
人当りの配分額と所得額  
した場合には、採炭夫6  
少ナカリシ結果減少ヲ示

けるように、三池鉱業所長であった藤岡は、万田騒擾が起こった理由に付いて「何か万田には特殊な問題があったのですか」の問いに、「後から思へば少し賃銭がひどかったのだね」と後に回顧している<sup>(3)</sup>。三池炭礦

第5表 万田坑鉱夫所得調（1918年8月分）

職 種	賃 銭	精勤賞与	戦時補給	計	㊤ 勤労手当	合計	㊦	㊧ 合計	1914年	
									賃 銭	精勤賞与
採炭夫	円 銭 0.96	円 銭 0.16	円 銭 0.04	円 銭 *1.23	円 銭 0.07	円 銭 1.31	円 銭 0.03	円 銭 1.27	円 銭 0.67	円 銭 0.06
日 雇										
支坑夫	0.86	0.11	0.03	0.99	0.07	1.06	0.03	1.02	0.64	0.05
坑内棹取	0.79	0.06	0.03	0.89	0.07	0.96	0.03	0.90	0.47	0.02
坑外棹取	0.66	0.04	0.03	0.73	0.07	0.80	0.03	0.76	0.41	0.02
撰炭夫	0.38	0.01	0.03	0.42	0.07	0.49	0.03	0.45	0.27	0.01
火 夫	0.70	0.10	0.03	0.83	0.07	0.90	0.03	0.86	0.49	0.04
坑内雑役	0.61	0.03	0.03	0.68	0.07	0.75	0.03	0.71	0.52	0.01
坑外雑役	0.78	0.03	0.03	0.83	0.07	0.90	0.03	0.86	0.44	0.01
ポンプ運転手	0.86	0.10	0.03	0.99	0.07	1.06	0.03	1.02	0.56	0.04
機械運転手	0.71	0.07	0.03	0.80	0.07	0.87	0.03	0.83	0.55	0.03
諸職工	0.79	0.04	0.03	0.86	0.07	0.93	0.03	0.89	0.53	0.02
日雇平均	0.71	0.06	0.03	0.80	0.07	0.87	0.03	0.83	0.50	0.02

出典)「万田坑鉱夫所得調」(「暴動関係書類(藤岡所長より預り)』『万田(其ノ一)』所収)より作成。

- 注) 1. ㊤は「勤労賞与期末手当」、㊦は㊤を全鉱夫に配分した場合の同所得、㊧は㊤の場合の合計、㊨計、㊩は「勤勉手当」を全鉱夫に配分した場合の合計。  
 2. \*印の採炭夫所得計には、7銭4厘の賃金賞与を加えた数値である(1914年も5銭1厘の賃日雇の他職種には、同賞与なし。  
 3. 「勤労賞与期末手当」は、特定鉱夫に支出されるが、その総額を全鉱夫に配分した場合の鉱夫1が右欄2項目の数値(1918年分)。  
 4. 本表の数値は8月の実績に9月からの昇給額を加算してある。銭末満四捨五入。  
 5. 1914年の「勤勉手当」は、採炭夫は2銭3厘、日雇はすべて2銭1厘。同手当を全鉱夫に配分厘、日雇すべて7厘の配分となる。

原注) 採炭夫精勤賞与ハ一人当平均二十銭以上トナルベキ質ナルモ八月頃ハ暑氣ト流行感冒ノタメ出役セリ八月八日盆ノ為メ例月に比シ出役少ク從テ精勤賞与減少セリ

の賃銀が他炭礦より低かった理由は、筑豊のように多数の炭礦が競合する地域から離れ、しかも夫婦共稼ぎの農村出身者を可能な限り募集した点が大きい。加えて保育所や小学校を整備し、夫婦共稼ぎが可能な定着策により、他礦に比し転出が少なく、既定の条件を受容し易い環境にあった。そうした環境下で、大戦好況による労働力不足によって、万田坑には多くの新参坑夫が募集された。<sup>9)</sup> それらの坑夫は、多様な経歴で単身者も多く、新規坑夫故に経営側との一体感が薄く、「経営家族主義」に同化されずに他坑との比較にも敏感であったと思われる。万田坑の単身者は三池炭礦のなかで最も多く、全体の四割弱を占めていた(八月分)<sup>10)</sup>。この若年層の低賃金・新規坑夫の増大も、争議の共鳴基盤が形成され、万田騒擾生起の一因となったと言えよう。

第6表 売勘場物品代と市価比較

品名	単位	売値		指数
		a売勘場	b市価	b/a
二等白米	升	銭 300	銭 410	% 137
三等白米	升			
採炭夫 1年以上	〃	90	290	322
〃 3年	〃	80	290	363
〃 5年	〃	70	290	414
1年未滿	〃			
指定約夫 外	〃	98	290	196
搗麦	升	195	195	100
味噌	斤	68	100	147
焼酎	升	870	1,200	138
清酒	〃	550	800	145
醬油	〃	150	250	167
漬物	斤	80	120	150
木綿	尺	34	45	132
薪	把	25	36	144
草履	足	24	35	146
木炭	俵	500	660	132
燐寸	包	52	60	115
湯札	枚	3	20	669
石炭	54斤	200	750	375
コークス	50斤	240	800	333
石油	升	250	400	160
下駄	足	150	200	133
茶	袋	150	200	130

出典) 「売勘場物品代と市価対比」(前掲第5表同一所収)より作成。

注) 1918年(大正7)9月初旬調。

⑤物価上昇による生活の悪化

大戦好況により物価は急上昇し、卸売物価指数が一九二一〜二三年の卸売物価指数を一〇〇として、大戦直前一四年の九七・四から一八年には一九六・五と二倍に跳ね上がった。確かに万田坑の採炭夫の賃金も、一四年の六六銭二厘(賞与込み七七銭九厘)から一八年には九五銭五厘(同一円二六銭六厘)に増えた(第5表と同一資料所収)。しかし、その増加は一・四倍強(賞与込みで一・六倍弱)であり、物価上昇の激増には追いつかず、賃金でみる限り購買力は低下した。それを補うため経営側では、既述のように米の廉売を実施しただけでなく、生活必需品を市価より安価に売勘場で販売していた(第6表)。品揃え・品質・職員の態度・利用時間などに不満があったとしても、それによって生活費が

一定程度補填されたことは、鉦夫の要求提言のなかでも明らかであるが、食費以外の衣類、水道代、電気代、家賃（通い鉦夫）などの生活費が増大し、生活不安をもたらしていた。賃上げの要求は、その解決手段であった。

以上の要因が重なり、万田騒擾を惹起させた。それでは、その争議の性格はどのようなものであったのか、それについて検討していこう。

## 2. 争議の性格とその遺産

**争議の性格** この争議の性格について、偶発的でまったく計画性がなく首謀者（リーダー）もいない騒擾である、と異口同音に唱えており、これが経営側・警察・メディアの一致した見方であった。万田坑駐在の警察では「本件ハ全ク突発的ノモノニシテ特ニ記スベキモノナシ」と記述していたし、在郷軍人会の報告でも「何等組織的行動ヲ取りシニアラズ、単ニ此ノ機会ニ平素不平感情ヲ暴発セシメタルニ外ナラザルヲ以テ特ニ危険思想ヲ有スルモノト認ムルベキモノナシ」と報告されている。経営側では、主謀者を徹底的に追求したが判明せず、このため平常の不満を爆発させた偶発的な事件と結論付けた。果たして、そのように判断して良いのだろうか。

まず、計画性の有無の問題から検討しよう。確かに発端は偶発的であっても、一定の下準備・計画性があった、と考えた方が史実に照合する。その理由は、以下の点にある。雇係員古閑惣六は、その「報告書」で騒擾当日の様子について、次ぎのように述べている。「平時過半数ハ女鉦夫ナルニ当日ニ限り先山夫多数ナルノミナラズ、酒気ヲ帯ビ何トナク不穩ノ徴アリシ」と。ここには或る種の計画性が見て取れる。主謀者が判らないようにして行使された可能性もある。また、採炭係の鶴田武雄は長州警察分署に出頭し、その質問に答えて「唯一人採炭夫ノ中ニ入ッテ話ハ聞イテ見タガ、別段此レト言フ事ハナカッタガ、主者（暴動ノ）ト思ワレル様ナモノガ、コークス工場カラノ二千人カラノモノノ頭割

壹円ツツヲ集メテ石川雄三郎氏ヲ東京ノ本店へ送ルトカ、送ラウト思ッテイルトカ、送ル様ニシテアルトカ終ハ確ニ分リマセンガ、先ズ此ウシタ意味ノ事ヲ言ッテイタ<sup>(13)</sup>と、騒擾前の採炭夫の様子を述べている。ここで注目すべきは、カンプを採炭夫ではなくコークス工場で募ろうとしていることであり、採炭夫とコークス工場との連携が暗に示されており、そこにはある組織的な動きがあったことを示唆している。

三池炭礦では、鈴木文治が一九一五年（大正四）六月に友愛会主催の全国労働者大会を開催した際、県庁の命令で同大会への参加を求められ、森田友吉が選出されて参加している。森田は、同大会で得た諸知識を糧に三池製作所に「工働会」を組織し、毎月一回委員会を開いて色々な決議事項等を協議している<sup>(14)</sup>。こうした組織が上記の動きと何らかの關係を持っていた、と考える方が自然である。さらに既述したように、騒擾の過中に採炭夫の在郷軍人会員五人が、採炭夫等の要求を荒木主任に伝え、これが認められれば暴行は直ちに止むべし、と述べた、という事は、騒擾が目的をもち、リーダー的存在の下でそれなりの統制が取られ、計画性があったことを暗示している。

また万田騒擾の過程や鎮圧後にも委員を組織して、鉱夫の要求をまとめて提出している。この委員は恐らく会社側が組織した福利向上目的の共済組合委員と思われるが、そうした組織が鉱夫をまとめていく一定の役割を果たしたと考えられる。例えば、賃上げ要求は職種によりその上げ幅に違いがあるが、それを纏めて一括して要求し、また熊本県警察部長に仲介の依頼をしていることなどは、一定の組織的行動と言って良いだろう。

第二に、この騒擾は、その過程における行動が「九州日報」が伝えるような無軌道な鬱憤ばらしの行動だったのだろうか。この点について検討しよう。

同記事では「万田の暴動 乱暴狼藉無警察 忌むべき坑夫の暴動は……」<sup>(15)</sup>「滅茶々に破壊し……売勘場にありたる酒樽の蓋を打抜き思ひ々々に勝手に飲酒し」（九月六日）と、無法ぶりを強調した。その側面が無かった訳ではない。しか

し、下川一郎は、「暴徒」が扇風機を破壊しようとした際、「才前達ハソレヲ壊シタナラバ今入坑シトル親、兄弟ハ皆死  
 ンデ了フガ其レデモ良イカ」と大声で叫んだら破壊を止めた、と証言している。また清島三津蔵（万田坑坑内担当、十  
 月十九日工手長）は、「暴徒」が社宅を襲い引揚げたが、「私ノ家デハ何一ツ盗マレタモノハアリマセンデシタガ、日用  
 品ヤ衣服等無茶苦茶デ再ビ使用出来ソウモアリマセンデシタ」と証言し、さらに河原正喜（購買組合へ売勘場）担当  
 は「私ハ鉦夫ト割合ニ仲ガ良カッタノデ、私ノテープルハー一ツモ破壊サレタ様子モアリマセンデシタ」「私ノ机ダケガ  
 一ツモ破壊ラシテイナカッタ為ニ彼等（高瀬警察署長と熊本の検事正：筆者）カラ疑ワレマシテ」と述べ、この時の  
 売店の被害は二〇〇円ほどだったと回顧している。<sup>15</sup>

以上の証言は、無軌道に行動したのではなく、一定の規範が共通に守られていた事を示している。それは、人身を損  
 なう行動は自制していること、坑夫の心情に寄り添っていた係員の物品には手を付けていないこと、社宅内部の物品破  
 壊はしても盗みはほとんどしていないこと、などである。それ以外にも、蒸気機関の破壊など、争議後の生産活動が困  
 難になるような破壊活動は思いとどまっており、破壊先が生産活動に直接影響しない門や塀、日常的に不満を抱いてい  
 た職員社宅内部、それに改善を要求していた医局（極く僅か）などであった。万田坑の直接被害額は六二一〇円と算出  
 され、建物・同付属物二〇〇〇円弱、安全燈一〇〇〇円強、売勘場商品・特別商店商品三〇〇〇円強であり、医局の被  
 害は二五円に留まっている。<sup>16</sup> 普段の不満が爆発して、羽目はずす行為があったことは論を待たないが、一定の規範が  
 保たれた行動であったことが読み取れる。

第三に、すでに指摘したように、この騒擾の担い手が採炭夫であり、その低賃銀が最も重要な要因になっていたこと  
 である。ただし、主謀者は賃銀が低く抑えられていた棹取夫の可能性も取沙汰されている。採炭夫だけでなく、他職種  
 にも波及し、さらに他坑にも諸種の要求を経営側に要求する契機となったのは、三池炭礦の低賃銀がその根底にあった、

と言えよう。

第四に、この争議で特徴的なのは、権利としてではないが、原初的な形で人格権承認要求を全面に打出していることである。すでに指摘したように「坑内係員ノ坑夫ニ対スル言動ヲ改ムルコト」など、繰返し鉱夫と接触する職員の言動の改善要求が出されており、そこには経済問題だけでなく、強い人格権承認の要求を見て取れる。ここに、この争議の新たな性格を垣間見る事が出来る。

第五に、格差是正への要求が、滲み出ていることである。鉱夫の昇給への落胆と職員への手厚い割増し賃金が、騒擾の一つの契機となっている。そこには日常的に職員との給料の差を経済的合理性のある差異ではなく、一種の差別と認識していた感情があり、職員への期末増給が差別を拡大させる、との思いがある。職員社宅内部の器物の盗品はせず、破壊したのはその象徴的行為である。

以上検討したように、この騒擾は一見偶発的で無計画・無軌道な暴発行為のように見えながら、実際にはそれなりの計画性や行動規範があり、自らは明確な意識はしていないものの、人格権承認要求や格差是正を求めているように、大正デモクラシー期の新たな価値意識の萌芽を秘めた争議であったと言えよう。

**万田騒擾の遺産** この争議は、その後の炭礦経営や労使関係にどのような遺産を残しただろうか。次に、この点を検討しておこう。大まかに指摘すれば、次の三点にある。

第一に福利施設の改善と鉱夫の人格権・生活権の拡大、第二に労働時間の短縮や賃銀の増給など労働条件の向上、第三に労務管理の変化・共愛組合（工場委員会制度）の設立をもたらしたこと、である。それぞれについて、具体的にみていこう。

第一の福利施設の改善については、すでに前節三で医局の改善、売勘場の改善に言及した。そこには施設の拡充、利

用の利便性、品揃えの改善だけでなく、役員・職員との平等な利用の促進や関係職員の鉱夫への対応の改善が明記され、原初的であれ鉱夫の人格権・生活権拡大の契機となった。

第二の労働時間に関しては、翌一九一九年十一月に二交代体制から三交代制へ移行し、それと連動して労働時間の短縮（九時間制）が図られていった。争議の過程では、一貫して拒否していた賃上げも諸賞与を組み合わせながら実施され、一九九年（大正八）二月には採炭夫の所得は一円八五銭二厘（賃銀一円三八銭二厘・賞与四七銭）、翌二〇〇二年二月には二円七七銭（二円九銭六厘・六七銭九厘）に増加し、二二年を境に三池と田川・山野の労働賃銀は逆転し、三池炭礦が上回った。<sup>(17)</sup>

第三の労務管理の変化は、言うまでもなく鉱夫対策に力を注いだ点である。万田騒擾発生時、採炭夫は坑夫方に所属し、そこが管理していた。しかし、坑夫管理の方法や争議対策が備わっていなかった。騒擾後、採炭夫はすべて社宅に収容し、坑夫掛・坑夫方が徹底した教育・管理を実施した。同時に鉱夫の自主的組合への対抗措置として、共愛組合（工場委員会）の設立が推進された。三池炭礦の三池製作所には、既述したように友愛会結成を契機に鉱夫の自主的組織として「工働会」が結成されていた。三池炭礦に同会の影響がどの程度あったか明確ではないが、その影響があったのは間違いない。大正デモクラシーの高揚を背景に、その組織拡大を警戒した経営側は、対抗組織として全労働者加入の共愛組合の結成を推進した。

経営側では大牟田市所在の三井鉱山傘下企業（三池炭礦関連企業）全体に一齐に共愛組合の設立を企図したが、「工働会」の存在を理由に三池製作所の職工が反対した。このため、同所での設立を遅らせ、「工働会」の存続も認めて全員を加入させ、二〇〇年三月に製作所にも共愛組合が設立され、三池炭礦関連企業労働者全員が組織された。<sup>(18)</sup>しかし、これによって経営側が労働者を完全に企業側に包摂したわけではなく、共愛組合の評価をめぐって同組合の労働者側幹部

と若い下層労働者との意見の違いが大きかった。この問題の背景には、全国的労働組合組織との連携を是とする者と、それを排除し労使協調による独自の企業別労働組織（組合）を是とする者との対立が労働者間にあった。共愛組合の設立は、その問題を表面化させる契機となり、敗戦後（アジア太平洋戦争）の日本で圧倒的に普及した企業別組合の労働者側における受容意識が、すでに形成されていることを示していた。

(1) 以上、「三井鉱山五十年史稿（巻四ノ一）」四一六〜七頁、「許斐熊次郎氏談話」（『三池談話聴取録（其ノ三）』所収）。

(2) 福岡鉱務署長宛藤岡浄吉「万田騒擾報告」（大正七年九月十九日付『万田（其ノ一）』）、鉱夫主任岩垣健之助宛鉱夫雇警備担当四宮重敬送付「左記（写）」（同上所収）。

(3) 古閑惣六「報告書」（『万田（其ノ一）』所収）。

(4) 検炭における係員・鉱夫間のやりとりの証言は、以下の通りである。

〈雇警備担当四宮重敬の証言〉（概略）

事務員古閑惣六に対し、三番方坑夫が積載函数が著しく減少されている、と咄くのを聞いていた酒気帯びの野中卯次郎が、疍高に社員どもが賞与を得んが為に函「タオシ」すると罵り、それに対し古閑が積載量が少ないから函「タオシ」をしたのだと言葉荒く言い捨てたので、卯次郎が烈火の如く憤り、窓枠に載せた肘で強くガラス戸を叩き、一同之に和して声援しガラスを手にしてガラス窓に投げて破壊し、収拾がつかなくなる（前掲・四宮重敬送付「左記（写）」）。

〈清島三津蔵の証言〉

採炭係が操込みをしていると「採炭ノ連中ガ正味函数ヲ聞キニ来テ『正味函数ガドウモオカシイ、カンカンガ間違ッテ居ルニ相違ナイ』ト言ッテ騒ギ出シマシタ、其ノ時対応シテ居タノハ古閑惣六君デシタガ大キナ声デ『カンカン係ガ正味函数ヲ間違ハセル筈ガ無い馬鹿ナ事ヲ言フナ』ト叱リ付ケマシタ、スルト坑夫側デモ負ケテ居ラズ『アナタ達ハ我々が命懸テ掘り出シタ石炭ノ量ヲ筆ノ先デ誤摩化シタ上、糺シニ来タ人ニ頭ゴナシニ叱リ付ケルトハ何事デスカ』等ト言ッテ坑

夫ト古閑君ノ問答ガ段々声ガ大キクナツテ行クノデ私ガ取鎮メニ行カウトシテ居ルト正味函数ヲ聞キニ来テ居タ二十名許  
 リノ坑夫ガ手ニ手ニバラスヲ擲ンデ事務所ノ窓ガラス目掛ケテ投ゲ始メ：」（清島三津蔵氏談話）『談話聴取録（三池）  
 其二』。

- (5) 前掲・四宮重敬送付「左記（写）」。
- (6) 「鉱夫取得賃金」（『万田（其ノ一）』所収）。
- (7) これらの点に付いて、牧田環は、三年契約賞与・精勤賞与は長期勤続の必要性からだと述べ、三年契約に触れながら「一番大事なのは捲上げの運転手、ポンプ運転手だ。三池じゃポンプを一番大事にした。それから火夫、…それから採炭夫まで全部やった」と回顧している（『牧田環氏談話 第三回』〈昭和十四年十二月二十七日〉二〇～二二、三四頁 三井鉱山五十年史稿本資料4 13）。
- (8) 「藤岡浄吉氏談話速記録」（昭和十五年二月二日）一六一頁（前掲・五十年史稿本資料4 28）。
- (9) 万田坑採炭夫の賃銀が低いのは、新参坑夫が多いためだ、と第5表の原史料脚注には記載されている。確かに「鉱夫月報」（八月）をみると、万田坑の新規坑夫が多かったのは事実である。しかし、争議の中軸には古参鉱夫が占めており、低賃銀への不満が古参鉱夫にも共有されていたといえる。また、騒擾当初に、棹取夫が主謀者と推測された背景には、その賃銀の低さにあったと思われる。
- (10) 「鉱夫月報」（八月）（三池鉱業所資料 総務533）。
- (11) 警察見解は、前掲・鉱夫雇警備担当四宮重敬報告「左記（写し）」、「三池炭礦騒擾二関スル報告」久留米在郷軍人会支部長林聯隊区司令官宛中沢大牟田在郷軍人会会長報告（『万田（其ノ二）』所収）。
- (12) 前掲・古閑「報告書」。
- (13) 鶴田武雄「復命書」大正七年九月十五日（『万田（其ノ一）』所収）。
- (14) 「村上廉談話」（談話聴取録（三池）其ノ三）五十年史稿本資料5 19所収。
- (15) 前掲「下川一郎氏談話」、「清島三津蔵氏談話」「錦戸作太郎氏他4名談話」（談話聴取録（三池）其ノ三）所収。

(16) 「暴動直接被害届」(『万田(其ノ二)』所収)。

(17) 「三池鉱業所沿革史」(第七卷 労務三)、「五十年史稿本 労務十六」参照。

(18) 前掲「村上廉談話」。

## 結 び

本稿では、万田騒擾をその前後の三池炭礦関連争議や地域との関係を視野に入れながら、その経過と要因・性格・経営側の対応を考察し、それらを踏まえて、その歴史的意義について検討した。最後に、改めて万田騒擾(一連の関連争議を含む)の歴史的意義について総括しよう。

米騒動を背景とした万田騒擾は、採炭夫主体の争議でありながら、騒擾を契機に他職種・他坑からも多様な要求が一気に吹き出る引き金になった。同騒擾は、平常において表出しなかった鉱夫の潜在的意識を解き放ち、自らの希求する労働・生活環境を求める争議であった。同争議は、新聞報道によって印象付けられた無法・無軌道な暴動でも、警察や経営側が推定したまったくの無計画で偶発的な鬱憤を晴らす暴動でも無かった。熟練鉱夫が主導する一定の計画性と規範があり、同騒擾と一連の争議の要求には労働時間の短縮や賃銀の増給など労働条件(経済的条件)の改善とともに、人格権承認・格差是正という新たな価値観を掲げた争議でもあった。それまでも中間管理職である監督者の不当な対応に対して、その排除や待遇改善の要求はあったが、自ら「人格」の言辞を用い、それと結び付けて待遇改善を要求するのは初めてであったし、また職員との不合理な格差を明確に意識し、その是正を求めていること、さらに自分達の労働成果を「配当金」の出所と意識するなど、新たな価値意識の萌芽があった。それは、無自覚であれ大正デモクラシーと

いう新たな時代の潮流の影響を受け、かつそれを支える基盤を構成し、それを推進する役割を担った。換言すれば、大正デモクラシーを下から突き動かす民衆レベルの人格権承認・格差是正という新たな価値観を表出させた萌芽的な原初の形態の争議であった。

三池炭礦は、鉱夫定着策として周辺農村の純朴な農民を夫婦共稼ぎで積極的に採用し、保育所や小学校など福利厚生施設を早期に整備してきた。その効用により鉱夫を企業内に包摂する「経営家族主義」的労務管理が機能してきた。しかし、第一次大戦期の大戦好況に伴う労働力不足により、流動性の高い若年労働力を多く雇用したため、雇用年数が短く企業への帰属意識が薄い鉱夫を多く抱え込み、「経営家族主義」が充分機能せず、それを露呈させたのが万田騒擾であった。

万田騒擾は、労働条件の向上、福利施設の刷新と利用の改善による格差是正、職員の鉱夫への対応の改善による人格権の承認など、大正デモクラシーを象徴する諸権利を認めさせるという一定の歴史的意義があった。同時に矛盾が露呈した「経営家族主義」に代わる新たな労務管理が模索され、労働者の意見を吸収しつつ、労働組合の存在を認めた上でその排除を目指す共愛組合（工場委員会制度）の導入に道を開いた。万田騒擾に直面した経営側は、賃銀要求を除いて鉱夫側の要求を大幅に受入れた。その要求が、決して炭礦経営を阻害する措置ではなく、むしろ経営の効率化を促進し、かつ鉱夫の企業内包摂を促進すると考えたからである。同時に経営側が力を注いだのは、採炭夫対策であった。万田騒擾の主力は採炭夫であり、その馴致は三池炭礦の命運を握っている、と言えるほど重要であったからである。

その後の経緯から、採炭夫対策は成功した。しかし、三池炭礦鉱夫全体の対策、さらに三井鉱山傘下の製作所など炭礦関連企業労働者対策は、その視野に充分入っていなかった。労務に関連する専門の部署も設置されていなかった。この問題が、万田騒擾を遥かに上回る争議である一九二四年（大正一三）の「全三池争議」によって露呈することになる。

他方で、労働者側にとっては、大量解雇を招いたこの争議は、次の歴史的争議となる「全三池争議」に「教訓」を残し、その争議の方策を大きく規定することになったのである。

〔本稿はJSPS科学研究費助成事業18K01742 基盤研究(C) 研究課題「大正期大労働争議の構造と歴史的位置―「全三池争議」の分析―」(研究代表者春日豊)の研究成果の一部である。〕